

令和2年第2回川西町 議会定例会会議録

令和2年6月4日 木曜日 午前9時30分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（14名）

1番 井上 晃一君	2番 遠藤 明子君
3番 渡部 秀一君	4番 寒河江 司君
5番 吉村 徹君	6番 島 貫 偕君
7番 伊藤 寿郎君	8番 伊藤 進君
9番 神村 建二君	10番 橋本 欣一君
11番 淀 秀夫君	12番 高橋 輝行君
13番 鈴木 幸廣君	14番 加藤 俊一君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二君	副町長 山口 俊昭君
教育長 小野 庄士君	総務課長 鈴木 浩之君
未来づくり課長 針 生 富雄君	政策推進課長 遠藤 準一君
まちづくり課長 奥村 正隆君	住民生活課長 佐藤 紀子君
福祉介護課長 大滝 治則君	健康子育て課長 金子 征美君
産業振興課長 井上 憲也君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷 新悟君
地域整備課長 奥村 邦彦君	会計管理者・税務会計課長 後藤 哲雄君
教育総務課長 淀野 芳広君	生涯学習課長 安部 博之君
農業委員会 会長 大沼 藤一君	監査委員 島 貫 憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 2 号)

令和2年6月4日 木曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 伊 藤 進 君
2. 伊 藤 寿 郎 君
3. 寒河江 司 君
4. 橋 本 欣 一 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日と明日行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の伊藤 進君は質問席にお着きください。

8番伊藤 進君。

第1順位、伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 おはようございます。

まだまだコロナ感染症が終息しないというふうな状況ではありますが、個人でできる対策を施しながら、感染にならないように注意して活動したいと思っております。

それでは、議長宛てに通告しております質問を行います。

コロナ関連が優先されていて、表にはきちんと出てきていないような感じですが、農業を基幹産業としている川西町においては、重要な計画が出されてきております。

平成11年7月、食料・農業・農村基本法が新たに策定され、今日に至ってきています。しかし、昨今の農業情勢から、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持

持続性を高めながら農業の成長産業化を進める産業政策と、多面的機能の発揮を図る地域政策を車の両輪として進め、国民生活に不可欠な食を安定的に供給していくことを今回の基本計画の基本コンセプトにしつつとして、2月21日に骨子案が出され、その後、新たな食料・農業・農村基本計画、我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために、農水省のホームページに載っております、として、3月に閣議決定がなされました。

今回で5回目となる新たな計画では、中小規模、家族経営など、多様な担い手が必要ということです。基本的な方針の一部抜粋ですが、少子高齢化、人口減少が進んでいく中で、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくためには、これまでの改革を引き続き推進するとともに、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、成長産業化の土台となる生産基盤を強化していくことで、多様化する国内外の需要に対応しつつ、創意工夫により、良質な農産物を合理的な価格で安定的に供給することができる農業構造を実現していく必要があるとしています。

国は、今までのことを見直した取組をしていくことになるようですが、本町農業振興マスタープランが平成29年3月に策定され、豊かさを目指す強い農業づくりとして進めている中で、国が基本計画として示した多岐にわたる内容、具体的な内容が今後詰められると思うが、多様化する国内外の需要に対応しつつ、創意工夫により、良質な農産物を合理的な価格で安定的に供給することができる農業構造が、取り組み始めて2年から4年になる事業がある農業振興策マスタープランへ、全てではないにしても反映されているのかを伺いたい。

また、政府の計画書には、企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては、農地の受皿として期待されることから、引き続き農地中間管理機構を中心として、リース方式による企業の参入を推進するとあるが、見解を伺いたい。

さらに、農水省は、この食料・農業・農村基本計画で、地域政策の総合化を掲げたことにより、新しい農村政策の在り方を探る検討会の初会合を、関係府省庁も参加して5月19日に開いた。5月20日の農業新聞に記載されております。記事では、農水省は農村が抱える課題として、集落の状況や要望の把握を担う市町村の体制が弱体化していると指摘、状況把握から課題解決までを一貫して実践する人材育成の仕組みづくりを検討方向に挙げた。具体的な対策として、自治体や地域運営組織、JA等の職員を想定する。地方農政局や関係府省の地方組織が、自治体職員とともに集落に向く体制づくりも提起した。農業新聞からの抜粋であります。

農水省は、市町村の体制が弱体化しているという見方をしているが、こうした見方をしているということは、体制強化が必要だということになるのか。弱体化の要因は様々あるが、かつて国が進めてきた三位一体改革もその要因の一つではなかったか。今さら農水省に、体制が弱体化していると言われてもという気がするが、この件は別の機会に回します。

この人材育成について、想定された具体策があるが、本町ではどのように考えられるか伺いたい。

弱体化していると言われる体制の強化を図りながら、農業に取り組む個人、団体の経営的・経済的な不安解消をしていく必要があると考える。

輸入牛肉の関税の引下げが始まった頃にコロナウイルス感染症が起これ、消費減から販売の低迷になり、市場価格の低下が続いている。それに連動して、子牛市場価格も同様に低下、花卉農家も式典等の中止で消費減、こうしたことに職員有志が立ち上がり、少しでも消費増につながればと取組を始められたことは、生産者にとって、この上ない力強さを感じるものではないかと思えます。取組を始められた職員、それに応えられた職員に改めて敬意を表すものであります。今後も、できる範囲で無理のないように取り組んでいただければと思えます。米については、出来秋に期待しても、コロナウイルス感染症が完全に終息していないことで消費はどうなるのか、価格的にどうなるのかと不安視される方もおられます。現段階では、どのようなことが起きるかは不明ですが、起こり得る可能性を想定し、対策をシミュレーションしておくことが必要だと考えますが、見解を伺いたい。

町民が生活を維持・継続していくため、引き続きの対策を願いながら、質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤 進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業政策の1点目、国の新たな基本計画についてであります。議員からご紹介がありましたように、国では本年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定いたしました。本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるもので、中・長期的な食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を見通しつつ、今後10年程度先までの施策の方向性を示すものであります。情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、変更するとされております。

今回作成された食料・農業・農村基本計画は、田園回帰による人の流れや持続可能な開発目標(SDGs)に対する国内外の関心の高まり、農業者や農村における著しい高齢化、人

口の減少、これに伴う農地面積の減少、近年の大規模災害、野生鳥獣害や家畜疾病等の被害、そして新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響など、農政をめぐる時代の大きな転換点にある中、前基本計画の下で進められてきた産業政策と地域政策を車の両輪とした改革を引き続き進め、需要の変化に対応した食料を安定的に供給する役割や、農業・農村における多面的機能が将来にわたって発揮され、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示したものであります。

特に、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくのかという視点が重要であり、そのためには、国内農業の生産基盤の強化が不可欠であるとの考えの下、担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図っていくことが示されております。

農村、特に中山間地域では、少子高齢化、人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、田園回帰による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で評価されており、こうした動きも踏まえ、農村の振興に関する施策を推進していく必要があるとして、農林水産省内に農村政策・土地利用の在り方プロジェクトを設置、総合的な議論を行い、必要な施策を実施するため、関係府省、関係機関・団体等の参画を求めながら、幅広い視点から検討を進めるため、5月19日に新しい農村政策の在り方に関する検討会の初会合が開催されたものであります。

本町においては、水稻を基幹とする本町農業の現状を踏まえ、長期的視点に立った将来のあるべき水田農業の在り方について、地域資源を積極的に活用した新たな農業振興策を明確にし、先人が守り育ててきた本町農業を活力あるものとして未来につなげるため、本町農業の振興発展のための基本理念、基本方針及び基本的施策を網羅した10か年計画、川西町農業振興マスタープランを平成29年3月に策定し、取組を推進しております。

本プランは、上位計画であるかわにし未来ビジョンとの連携を図るとともに、農業情勢の変化に対応するため、おおむね3年をめぐりに見直しを行うこととしております。現在は、昨年度において1期目の取組の検証・評価を行うとともに、国や県の施策等を踏まえて見直しを行い、今年度から2期目の取組に移行している状況にあります。

今回、国からは新たな基本計画が示されたところでありますが、かわにし未来ビジョンについては、来年度から後期基本計画に移行するタイミングでありますので、その内容も踏まえた検討・見直しが必要と考えております。併せて、今後も国・県等の情報収集に努めなが

ら、次期プランの見直しに向けた検討を進めてまいります。

次に、企業の農業参入についてであります。法人が農地を所有・賃借する場合は、農地所有適格法人の認定が条件となっております。平成21年の農地法改正により、リース方式と呼ばれる解除条件が付加された賃借契約に限り、一般法人等の企業が農地の権利を取得し、農業に参入することが可能となり、本県では、平成30年12月現在において61法人が参入しております。

なお、本町においては、一般法人等の参入はなく、町内にある18法人は全て農地所有適格法人として認定されている法人のみであります。

そのような中、農地中間管理機構（農地バンク）が仲介役として位置づけられ、リース方式による企業参入の環境整備は図られておりますが、本県の農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターからは、活用実績がない旨の報告を受けております。

本町においては、農業者の高齢化等に伴い、地域農業を支える担い手の育成・確保が課題となっており、本町の農業振興マスタープランにおいて、将来的な農業労働力確保のため、次世代の担い手に加え、多様な担い手の確保に向けた環境整備の必要性を課題として整理しております。

農地を管理し、地域農業を支える手法として、企業の農業参入の推進も選択肢の一つと考えられますので、集落営農組織の設立や法人化の推進に引き続き取り組みながら、農地所有適格法人制度の周知と併せ、企業の農業参入についても研究してまいりたいと考えております。

次に、人材育成による体制づくりについてであります。国では、農村の振興のためには集落の活性化が基本であるものの、集落が抱える課題は一律一様ではないため、農村の実態や要望を現場に出向いて直接把握し、課題の解決を図る必要があるとして、本来は市町村が主体的に実施すべき事項であるものの、体制の脆弱化等により、集落が抱える課題が十分に把握されておらず、解決に向けた取組も行われていないおそれがあるとの問題意識を持ち、人材育成が急務であるとうたっております。

このため、農村の実態・要望の把握、把握した内容の調査・分析・課題解決を一貫して実践する人材として、具体的には、議員からご紹介がありましたとおり、市町村に加え、都道府県、地域運営組織、農業協同組合、公民館等の地域づくりに取り組む団体や施設の職員等を想定し、人材育成に取り組むとしております。そして、リーダーの世代交代等に関係なく、地域を持続的に支えることができる体制を維持・構築するため、小さな拠点の形成と併せて、

農業協同組合などの多様な組織による地域づくりの取組を推進するとともに、生活サービスの維持・確保、仕事、収入の確保等の地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の地域づくり団体の設立等を推進するとの考えも併せて示し、体制の構築に当たっては、集落営農等の活動を地域づくりなどの分野に多角化していくことや、地域運営組織等の活動を農地の利用及び管理などに広げていくことに対する支援の在り方を示すこととしております。

本町においては、この間、国等から行財政改革の着実な推進が求められる中、職員定数の管理に努めてきた結果、担当職員数の減少は否めないところでありますが、川西町農業再生協議会の事務局として主体的に参画しながら、農業・農村を取り巻く課題等を把握し、その解決に努めております。

さらに、経営所得安定対策の推進に当たっては、受付会の開催はもとより、個々の事例に応じてきめ細かな支援を行っているところであり、その対応は、農業者の皆さんや組織関係、団体等から高い評価を得ているものと認識しております。

また、県等と連携した取組としては、相談・支援体制として、山形県農業経営相談所や農業関係団体、経営専門家及び市町村が構成員となる農業経営支援チームが総合支庁単位に設置されており、支援体制が構築されております。加えて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るために取り組む共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業の活用に当たっては、地域づくりの取組が全国的に高い評価を受けている各地区経営母体をはじめ、地区内の関係組織・団体等が一堂に会した活動が展開されているなど、国が目指す方向性に先駆けて体制を構築・実践していると認識しておりますので、今後とも、その維持・発展に向けて支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、今後の対策シミュレーションについてであります。新型コロナウイルス感染症が拡大し、新たな脅威による経済活動への影響が本町内にも影を落とし、感染症の拡大防止のため、不要不急な外出の自粛が求められ、飲食業界を中心として大きな影響が生じております。

米に関しても、外食産業の落ち込みによる影響が大きいと思われ、その結果、本年産米の価格にも影響が及ぶことが懸念されております。しかしながら、ようやく田植作業を終えたばかりで、本年産の先を見通せる時期にはなく、また、国による備蓄米の購入等、具体的な支援策の発動は不透明な状況にあり、現時点で具体的な対応策をお示しすることは難しいところであります。

当面は、農業者の皆さんが個々の計画に基づいた主食用米の生産を確実に実施されるよう

取り組むとともに、県が国に対し、海外への支援米などとして市場隔離するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を要請するとお聞きしておりますので、今後とも国・県等の動向について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、伊藤 進議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 基本計画ですから、これからいろんな形で、そういったものが話し合わせ、進められるだろうなというふうに思いますけれども、そうすると、前にもお聞きしたとっていましたが、いわゆる本町における自給力と申しますか、様々エネルギー換算とかありますけれども、やっぱり国の基本計画の中には、平素から食料の潜在生産能力を把握して維持向上を図ることが重要だというふうなことをうたっているわけですが、本町において、そういったもの、これから見直す後期計画などもあるわけですが、そういったものに対して、本町における自給力ということ盛り込まれていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問は、本町において、食料全体の自給力と申しますか、自給力を高めるための本町の潜在的な生産量、そういったものを把握して対策を進めていくというご指摘だというふうには思っております。

本町におきましては、議員ご案内のとおり、米を主に生産をするといった生産体制にございますが、米自体の生産量につきましては、国から生産の目安などが示され、それによって、最終的には米の安定的な価格というようなものに結びつけるという取組が求められている中でありますので、そういったことも踏まえつつ、また一方では、米の生産が一定の割合しか作れないとなりますと、その部分をどう補完するのかというふうな考え方も必要になってまいりますので、その部分につきましては、国の経営安定対策などの対策を有効に活用するというふうな意味で、それぞれ農業者の皆さんのほうで計画を提出いただき、それを活用いただきながら、今、経営を進めているところでございます。

また、農業振興マスタープランにおきましても、それらの方向性につきましては整理をしながら、取組を現在推進してございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 一番は、米はいいんですけれども、米は大体100%できるなというふうな感じをしているわけですが、米以外のものをどういうふうに計画に盛り込むかということになるかと思っておりますけれども、そういった部分について、やっぱり本町が生産しているもの、ど

れぐらいの品目があるかということの把握もされておるかどうかですが、どうですか、その点。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 農業振興のマスタープランを中心にお答えをさせていただきます、振興マスタープランにつきましては、農業経営を通しながら生活が成り立つ、暮らしが成り立つ仕組みをつくっていくということを中心にしております。

大きな観点で、食料自給率をどうするのかということについては、十分精査されていないところがございますので、今後の課題とさせていただきたいと思いますが、本町の農業の特性として、水田農業を推進しているわけでありまして、その中でもプラスアルファという形で、園芸や花卉、畜産などに取り組んでいるわけでありまして、国の施策を活用しながら、畜産分野においては飼料米、さらにはホールクroppサイレージなど自給飼料の確保、こういったものも取り組んでおりまして、できる限り農地から生産されたものが地域内の自給力強化につながるような施策というのを新たな視点で盛り込むことも今後の課題なのかなというふうに思います。

全体的には、国の施策がしっかりとしたものとして県・町に示されながら、それに呼応した形で取り組んでいくことになるのかなというふうには捉えておりますが、今後の課題として整理させていただきたいと思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 様々細かい点もあろうかと思えますけれども、これからの計画に何とか生かしていただければと思います。

次に、企業の農業参入ということでもありますけれども、本町においては全部、農地所有をしている法人というふうなことでありますが、今後の在り方、回答にもありますけれども、やはり今、規模拡大をしている個人とか、あるいは、集落営農であっても農地を抱えたところが、これから5年後、10年後となると、70、80というふうなことになるわけで、そういった方々ができなくなって、もう限界だから全部返すよとなった場合に、それに代わる受皿というものがなくなってきている状態かなというふうに考えるわけですが、そういった部分について、町のほうでは何か、個人じゃないですけども、そういった企業参入を誘導するというふうな方向は持ち合わせていないのかどうか伺いたいと思います。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 お答えいたします。

一般法人の企業参入につきましては、説明のとおり、解除付が条件で、リース方式で今、賃貸借可能なわけですけれども、参入が容易になった分、解約も容易になっているという傾向がございます。そのようなことから、川西町のほうでは、農地所有適格法人を中心に農地の誘導をしているところですが、今後やっぱり後継者の確保という部分では、一般法人の参入なども十分考えていかなければならないと思いますので、先ほどの町長の答弁のとおり、これから研究しながら、どのような実現策があるかについて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長 伊藤 進君。

○8番 あと、今、集約営農しているところを法人化に向けてというふうなことで進めておられるわけですが、今後どうですか、今以上に増える可能性があるかということについてはどうでしょう。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 本町内におきます集落営農組織につきましては、本年の3月末時点で29の組織が設立をされ、それぞれ生産活動に当たられていらっしゃいます。特に今、本町内の農業をどのように進めていくかというふうなことにしましては、人・農地プランを策定をし、その推進に当たって、地域内で協議を行いながら、その農業の推進をしていくという体制が整備をされているところでありますので、そういった中で、これら集落営農組織の位置づけというふうなものが明確になり、また、それを通して、法人化というふうな選択肢も新たに出てくる可能性というものはあるのかなというふうに思っておるところでございます。

なお、私どもの農業振興マスタープランにおきましても、集落営農組織の法人化というふうな方向性も併せて支援を行っていくという方向性を示しているところでありますので、その考えに沿って、今後も取組を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 今後、いろんな集落との話し合いがなされると思うんですが、以前どなたでしたか、町のほうで農地の維持管理をする組織をつくれなかなんていう方もおられたようですが、そういった部分について、町が直接関われるかどうかということかと思うんですが、そういったものについて、いわゆる公社化的なものなのかなのかですけども、そういった部分についてはどのように考えられますか。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 農地の管理につきましては、現在、農地中間管理機構、やまがた農業支援センターが一時保有し、貸付けするという制度があります。以前ですと、農地保有合理化法人という市町村単位とする組織がございましたけれども、現在、県一本のやまがた農業支援センターでその役割を担っておりますので、そこを核として活用していきたいというふうに考えております。

○議長 伊藤 進君。

○8番 農地については、県一本で中間管理機構が行うというふうなことのようですけれども、そこからどういう組織に管理を委託するかということになるのかなというふうに思いますが、その受皿なんですね、やっぱり結局は問題が。それについては、まだまだ皆さんで話し合いをしなければならないなというふうに思うわけですが、やっぱり私の地元なんか、いろいろ話を聞いてみますと、そういった組織、集落営農はやっていても、なかなか限界感があって、これ以上増やせないなんていうような話も聞こえてくるわけで、やっぱり何らかの組織が必要なのかなということを感じるわけがあります。

一概にどうこうしろということにはいかないんですけれども、そういった気持ちを、やっぱり抱えた人は持っているというふうなことで、何らかの形で、やっぱり行政のほうも考えていただきたいなというふうなことのようですけれども、いかがですか、その点。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 内谷課長から答弁させていただいたのは、農地の管理については、支援センターを中心にしながら、中間管理機構で対応しているということでもありますけれども、議員からご質問いただいたのは、農作業の中間的な維持管理、労力を提供できるような組織を立ち上げたらいいのではないのかなというふうな趣旨で発言されたのかなというふうに捉えたところであります。

先ほど来ありましたように、今後、担い手の確保というのは、農業分野にも大きな課題になります。意欲のある生産者、たくさんいらっしゃるわけですが、規模が拡大し、集積が図られれば図られるほど、作業効率を高めるための手段として大型機械が入り、維持に努めていただいておりますが、しかし、個別に作業しなきゃならない分野もあって、担い手確保というのが今後の課題というふうに思います。

先ほど井上課長からもありましたように、人材の確保に併せて、企業などの労力提供などもいただきながら、やっぱり維持していくということになるろうかと思っております。現在のところ、そこまで至っていないわけですが、今後、リタイアされる方が増えれば、やはり大きな課題

として、耕作放棄地に最終的にはつながるようなことのないような仕組みづくりというのを考えていく、そのために人・農地プランでしっかり議論して、将来の担い手を地域全体で支えるような取組が必要なのかなというふうに思っております。

現在、農業で頑張っておられる皆さんに聞くと、いろいろお話しすると、草刈り作業などについては、シルバー人材センターにお願いしたりしながら取り組まれているというような話もお聞きしております、そういった中間的な役割を担っていただける方がおられれば、今頑張っておられる農業者の皆さんにとっても喜ばれるのかなと思いますので、こういった分野については今後の課題、研究とさせていただきたいと思います。

○議長 伊藤 進君。

○8番 この件は本当に尽きないわけなんで、以上でやめますけれども、本当にこれから農村を維持管理していく、自分たちが住んでいるところをどのようにしていくかというのは、住んでいる我々もですけども、やっぱり毎年毎年、動けなくなるという人が増えてきていますので、そういった部分を何とか対策できるものが必要だなというふうなことを常々思っておるところでありますから、そういった様々な取組に当たっては、ひとついろんな形で相談に乗っていただいたり、支援していただいたりということで、お願いできればというふうに考えております。

最後のほうですが、人材育成という部分で、市町村で不足の部分については、国・県、あるいはいろんな団体に携わって、やっていただけるというふうなことでありますけれども、本当にそうなるのかという、非常に不安もあるわけですけども、この件については、やっぱり町のほうでも人材育成という部分をやりながら、県のほうからも支援してもらおうという形になるということによろしいんですか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 国におきましては、今現在、市町村が果たすべき役割が果たされていないというようなことを問題視されておまして、その上で、人材育成が必要だというふうなご指摘というふうに私どもは捉えているわけですが、先ほど町長が回答申し上げておりますとおり、本町の取組、これを再確認いたしますと、果たして国の指摘が当たるのかというふうなところ、それは一つ、私ども疑問視してございます。

確かに職員数というふうなところにおきましては、以前と比べると若干の減少はございますが、農業政策、または様々な対策の活用にあたっての支援の体制というふうな部分につきましては、町だけではこれはできないわけですが、他の関係機関、組織・団体などと

連携を図りながら、その支援に当たっているところでございますし、またその体制につきましても、高い評価をいただいているというふうに私ども自負しているところでございます。

また、地域の中での共同活動という場面におきましては、地域の中の様々な主体が一堂に会して共同活動を行うなど、そちらの体制も取られておりますので、国が今、課題として挙げられている点につきましては、本町の今の実際の状況、活動の内容とは若干乖離があるというふうに、私どものほうでは捉えているところでございます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 力強い回答をいただいたなというふうに思いますし、本町においては、余計なお世話と言っちゃ失礼かもしれませんが、本当に一生懸命、職員が頑張っているなというふうなことは分かるわけなので、それにしても、国のほうでそういった支援をしてくれるということであれば、逆に町でし切れない部分、もしあれば、逆にそういった部分をしてもらうということも必要なのかななんて考えますけれども、いかがですか。そういった町でし切れない部分があるとするならば、そういう支援をしてくれるということですから、逆にしてもらうというようなこともあると思うんですけども、いかがですか。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 現時点におきましては、国の方向性というふうなところで考え方が示されているところでございまして、その方向性に対して、どのようにアプローチをされるのかというふうな部分につきましては、今後見えてくるところだろうというふうに思われます。

ただ、目指す方向性としては、これは国や県、市町村、それぞれ立場が変わっても、目指す方向性は同じなはずでございますので、それらの考え方の下で有効に、実際に今現場で頑張っておられる方々に対して支援できる体制、これを連携を図りながら、図っていくべきというふうには考えてございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいまの課長の答弁に加えてでありますけれども、答弁の中でも書かせていただいておりますけれども、多様な組織、多様な人材を育てていくということで懇談会が開催されて、議論されていくと思います。地域づくりとか、ただ単に農業者だけではなくて、地域全体として、社会政策として取り組むような運営についても、支援策が、今までは総務省の分野から我々、地域づくりに取り組んできたわけでありましたが、農林分野からもそういった多様な人材を確保するための支援策が生まれることについては、今の向上対策などと兼ねてですけれども、支援策が強化されれば、我々としては積極的に導入していきたいというふうに

思いますので、国の動向などについては注視してまいりたいと考えます。

○議長 伊藤 進君。

○8番 そういった支援を受けながら、受けられれば受けながらということかなというふうに思います。逆に、下手に介入されて、せっかくなまくっていたのが壊れてしまったなんていうのは、ないと思うんですけれども、なきにしもあらずというふうに思いますので、ひとついろいろな方向を見定めながら、よりよいまちづくりを進めていってほしいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 伊藤 進君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時40分といたします。

(午前10時17分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 第2順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

7番伊藤寿郎君。 第2順位、伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 改めまして、おはようございます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

冒頭、今回の新型コロナウイルス関連肺炎で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、影響を受けた方々の一日も早い回復と感染の早期終息を心よりお祈りいたします。

それでは、質問を始めます。

新型コロナウイルス感染症対策と地方自治体。

新型コロナウイルスによる感染症の大流行が進んでおり、多くの死者や重篤な患者が増え続けています。5月25日時点、厚生労働省発表では、国内の感染者数が1万6,581人、死亡者数830人、山形県発表では感染者数69人である。

4月16日には、緊急事態宣言の指定地域は全国47都道府県に広げられ、個人や事業者の行動の自粛や社会生活における社会的距離戦略は、町民生活にも甚大な影響を与え、経済活動

を麻痺させている。福祉施設や教育施設における機能の制限や停止はもとより、生活物資の生産や供給の麻痺、そして経済活動、それ自体の停止が問題となっております。感染症流行の期間という一時的とされる機能停止であっても、社会生活の基盤が失われた上に、日常的な市場の機能によって成立する経済社会が破壊され始めています。

感染症対策は、国の事務でもあるが、同時に地方自治体の事務でもあります。現在、国も地方自治体も懸命に取り組んでおり、地方自治体の財政運営も、感染症の流行と国の財政措置に対応して組み替えられようとしています。また、地方自治体の事務の負担も特別な状態にあると言える。

新型コロナウイルス感染症対策においては、これから保健衛生面からの対策に加えて、福祉や教育、そして経済生活に関する対策も、感染の終息まで期間が長引くにつれて大きな課題となっている。今後の状況を踏まえつつ、それぞれの地域を挙げて遅滞なく感染症対策を進めていかなければならないことは確かである。

町議会は、地域住民の安全・安心のために、町執行機関の適切な活動を確保する役割を果たすべきことから、感染症対策や関連する社会経済対策の適正に関する監視と統制を強めなければならない。また、対策の客観的・科学的根拠と、住民や事業者の対策への協力が必要であることから、十分な説明責任が果たされ、的確な政策決定が下されなければならない。

以下、8点の小項目について、町長の所見を伺います。

- 1、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波の拡大をどのように防ぐか。
- 2、これからの医療機関の整備、装具や薬剤の備蓄確保等、医療対策の強化をどう考えるか。
- 3、事業者のテレワーク推進支援、終息後に向けての企業活動準備をどう考えるか。
- 4、5月25日、登校後の学校生活及び夏休み短縮等の教育計画はあるのか。
- 5、コロナ禍における感染拡大の中、複合災害（地震や水害）が起きた場合の対応。
- 6、農商工業や中小企業の経済的支援をどう考えるか。
- 7、住民向けの適確な情報提供の充実をどう考えるか。
- 8、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）の見直しや計画延長はあるのか。

以上、檀上よりの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策と地方自治体、新型コロナウイルス感染の第2波、第3波の拡大をどのように防ぐかについてであります。緊急事態宣言は、先月25日に全国の都道府県全てで解除されたものの、議員ご指摘のとおり、第2波、第3波の感染拡大を想定し、今後も継続的に対策をする必要があると考えております。

とりわけ、3つの密、密閉・密集・密接の回避や、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な個人の感染対策を徹底することで、感染者が発生してもクラスター化や広がりを抑えられると考えており、第2波、第3波の大きな波としないために、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて周知を図ってまいります。

また、国・県では、感染を把握するPCR検査機関の充実・拡大に取り組むとしておりますので、感染者を早期発見できれば、拡大防止、軽症化につながっていくことから、検査体制の充実を要望してまいりたいと考えております。

次に、これからの医療機関の整備、装具や薬剤の備蓄確保等、医療対策の強化をどう考えるかですが、今後も続く新型コロナウイルス感染症対策として、医療体制の整備・強化は欠かせないものと考えており、そのための医療品等の備蓄確保に積極的に取り組む必要があると認識しております。

本町も構成団体となっている置賜広域病院企業団では、県補助金を活用し、感染防止対策経費として个人防护具や消毒液、診療材料等の購入を、また、診療体制強化に要する経費として、人工呼吸器や一般受診者との接触を避けるためのパーティション整備等を行う補正予算が可決され、今後、順次整備されることとなっております。

また、町内医療機関については、5月25日の臨時会でご可決いただきましたが、感染症対策のための装備品や薬剤確保にお使いいただくため、1医療機関につき5万円の支援金の交付をいたします。

既に国では、医療用マスク、防護服、フェースシールド等の医療物資を確保し、都道府県を通じ、医療機関等に対し、継続して優先配布していくこととしております。企業においても、各種医療品、機器の国内生産増加の動きもあることから、各医療機関においては、国・県・町等の各種制度を活用され、必要物資の確保に努めていただき、感染対策強化により、医療体制の維持にお力添え願いたいと考えております。

一方、各医療機関とも、新型コロナ感染拡大によって診療体制の変更、診療抑制によって医業収益が悪化し、非常に厳しい経営状況にありますので、町村会として地域医療を守るた

め、県に対し、国として医療体制維持のための支援拡充を緊急要望いたしました。今後とも、住民の安全を守るため、医療体制の確保に協力してまいります。

次に、事業者のテレワーク推進支援、終息後に向けての企業活動準備をどう考えるかについてであります。新型コロナウイルス感染症対策として、政府からの強力な呼びかけにより、企業におけるテレワークの取組が推進されました。4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においては、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等に係る支援上限額を倍増するとともに、中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業の地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化することとし、その予算は国の第1次補正予算に計上されております。

本町内事業者の対応状況については、交代制勤務を導入した例などの情報はあつたものの、今回の事態を受けて、テレワークの導入に至つた事業所はないと認識しております。今後、事態の長期化に伴い、テレワーク導入に対するニーズの高まりの可能性も想定されますので、国・県等の情報収集に努めるとともに、関係機関・団体等との連携を図りながら、相談体制を強化してまいりたいと考えております。

一方、終息後に向けた企業活動準備については、国内の緊急事態宣言は解除され、今後、段階的に経済活動の再開が見込まれる状況にありますが、今回の事態による経済活動の急速な縮小に伴い、町内の飲食業や花卉販売店、タクシー事業者等を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、事業の継続と雇用の維持を図ることが重要な課題となっております。

国においては、この危機をしのぎ、次の段階である経済の力強い回復への基盤を築くため、事業者や生活者への新たな給付金の創設をはじめ、財政、金融、税制といった政策手段を用いて、雇用と事業活動、国民の生活を守り抜く支援を講じるとしております。

本町においては、この間、二度にわたり補正予算を計上し、現在、極めて厳しい環境に置かれていられる事業者等への財政支援を講ずるとともに、商工会等との連携を図りながら、国・県等の支援事業の有効活用等を含めた相談に応じる体制を構築し、次の段階に向けた事業者の活動支援を行つてまいります。今後とも、それぞれの事業者の意向を十分踏まえ、事業者の必要とする支援を検討してまいります。

次に、コロナ禍における感染拡大の中、複合災害（地震や水害）が起きた場合の対応をどのように考えるかについてであります。町は、自然災害や大規模事故等の対応については、町の地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、県関係機関や町内の関係団体、地域住民等と連携し、安全・安心な地域づくりに努めているところであります。しかし、このコロ

ナ禍が収束しない中、災害が発生した場合、さらに混乱した状況に陥る可能性があります。特に、災害発生時における避難所の運営については、予防対策である3つの密の回避をはじめとする新しい生活様式の対応が新たな大きな課題と認識しております。

このような状況の下、県では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、災害発生時の住民への周知方法や避難所運営については、指定避難所以外の避難所の選定と確保、避難スペースの確保、感染予防、衛生管理の確保、体調不良者等の対応、資機材、備蓄品の把握、準備などの指針を示しました。

町としては、コロナ禍における新たな災害対策として、県の指針等に基づき、新しい生活様式を組み入れながら災害対策を講じることといたしました。臨時交付金を活用して災害対応備蓄品等の補充のほか、早め早めに地域の皆さんへ情報をお伝えし、また、地域と情報を共有するため、遠隔用通信機器を確保し、地域へ配備を行う予定であり、今後は、避難所の設置・運営について、臨時的に避難が可能である施設があるかなど、地域の実情をお聞きしながら、避難所の確保・分散を図る取組を行う予定であります。

また、国でもコロナ禍における災害発生時の地域住民の対応をまとめたところであり、その内容としては、災害発生時に危険な場所にいる人は避難することが原則とするものの、5つのポイントとして、①避難とは難を避けることであり、危険な場所にいる人が優先的に避難場所に行くこと、②避難場所として、親戚・知人宅も検討すること、③コロナ感染予防用品、マスク、消毒液等は自ら携行すること、④災害時の町の指定避難所等を町からの情報で常に確認すること、⑤豪雨時の屋外の移動は、車も含め危険であり、やむを得ず車中泊する場合は、周囲の状況等を十分確認することとしております。これは、3密回避に配慮した避難の仕方、行動を呼びかける内容でありますので、町報6月号にこれらの内容を掲載し、お知らせをしております。

今後とも、町民の皆さんへ災害情報を早め早めに伝達し、自ら安全確保を図っていただくなど、コロナ禍における避難所の運営等について、町民の皆さんにご理解とご協力をいただくよう努めてまいります。

次に、農業者や中小企業への経済的支援をどう考えるかについてであります。先にお答えいたしましたとおり、今回の事態を受け、町内の飲食業者や花卉販売店、タクシー事業者はもとより、花卉生産農家、畜産農家等を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。国や県等においても、この窮状を脱するため、資金繰り対策や、かかり増し経費等への支援策が講じられております。

本町においては、この間、川西町商工会、J A川西肉牛部会及びJ A川西花卉振興会から今回の事態に対する支援策の要望を受けており、その要望内容を基に対策の検討を行い、さきにご可決いただいた補正予算に支援に要する経費を計上し、支援体制を構築しております。

具体的な支援事業としては、農業分野においては、牛肉の消費低迷に伴う枝肉の価格下落等の影響を受けている肥育農家を支援するため、肥育元牛導入資金の償還を1年以内に限り猶予することとし、現段階では、対象者7名のうち2名が本申請を行っております。

また、全国的に農畜産物の消費が低迷し、特に牛肉や花卉の市場価格の下落が顕著となっていることから、この難局を下支えするため、町職員をはじめ、関係する施設や団体の職員等へも協力を要請し、公共施設等への花のアレンジメントの設置や、町内産の花弁及び米沢牛の消費拡大に向けた販売への善意を募っております。

加えて、川西町農業再生協議会においては、花卉生産農家の生産意欲を喚起するため、次期作に係る種子や肥料、農薬などの生産資材の導入費用の一部に対する支援策を講じられることが決定されており、現在、申請準備が進められております。

一方、商工業分野においては、経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度であるセーフティネット保証に係る相談と受付を行っているほか、国が創設した持続化給付金の対象外となる事業者を対象に、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に活用可能な独自の交付金制度、川西町持続化交付金を創設し、支援しております。

さらに、甚大な影響を受けている飲食業者や花卉販売店、花卉生産農家、タクシー事業者への支援策として、町内飲食業者のテイクアウト商品と花のアレンジメントをセットで販売する事業に対し、購入金額の一部を補助するとともに、外出の自粛が求められている中、持ち帰りが困難な方に対しては、タクシー事業者による宅配サービス費用の一部を補助する町独自の支援策を講じております。

加えて、国全体の緊急事態宣言が解除され、段階的に経済活動が再開される時期を見越し、プレミアム付商品券の発行事業により、町全体の消費活動への喚起を図ってまいりたいと考えております。

このように、国の緊急経済対策や県による支援策をはじめ、それらを補完する形での町独自の支援策を講じており、その有効活用と事業の円滑な推進を図るためには、事業者等の皆さんの相談に応じる体制整備が重要となりますので、商工会や農業協同組合と連携して相談

窓口を設置するとともに、金融機関との連携を図りながら、事業者が置かれている状況や支援ニーズの把握に努め、適時・的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、住民向けの的確な情報提供の充実をどう考えるかについてであります。町では正確、迅速かつ丁寧な情報発信により、町民の不安軽減や感染拡大防止を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信の取扱いを定め、情報発信に関する町内の対応方針のルール化や、庁内各課の役割分担並びに対外的な情報発信方法を明確にしながら対応しております。

情報発信の方法については、それぞれの媒体が持つ特性や情報の緊急度に応じて、町民に必要な情報が行き届くような工夫を行っております。

まず、ホームページは、速やかな情報発信が可能なことから、コロナウイルス感染症対策特設ページを設け、各担当課からの情報を随時掲載することとし、町民の事業者向けの各種支援策や生活関連情報、小・中学校、幼児施設情報、イベント、施設対応情報等の関連情報を分野別に整理し、見たい情報を一目でタイムリーにかつ短時間で十分得られるよう、デザイン性及び操作性の向上に努めております。

次に、フェイスブックにおいては、最新の情報を随時投稿し、町ホームページで公開された情報とリンクさせるなどの工夫を行っております。

町報では、スピード感を持った情報発信が困難ではあるものの、全戸配布による情報の伝達度が高いという強みや、ウェブ媒体に慣れない方の需要も大きいことから、コロナ対策に関する特設ページを設けるなど、定額給付金やイベントの中止・延期、経済対策などの情報を漏れなく提供しております。

一方で、急激な感染拡大が見られた3月上旬以降は、速やかに全町民に情報が行き届くよう、自治会長各位のご協力を仰ぎながら、全ての住民に関係する重要かつ緊急的な内容についてチラシを作成し、臨時的、あるいは町報発送に合わせて全戸配布を延べ5回にわたり行ったところであり、ご協力いただいた自治体会長の皆様には、この場をお借りし、深く感謝を申し上げます。

また、報道関係者へのプレスリリース件数は、5月27日現在13件を数えており、議員各位におかれましても、新聞やニュース等で本町に関する報道を目にされた方も多くおられることと思っております。

このほか、防災行政無線での注意喚起も継続して行っているところであります。

去る5月25日に、国は緊急事態宣言を全都道府県で解除し、今後、段階的に社会経済活動

を再開するための基準を示しました。これを受け、町としても引き続き感染予防に対する十分な警戒を怠らず、密集・密接・密閉の3つの密の回避や、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生をはじめ、基本的な感染対策を講じる新しい生活様式の実践や、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの実践について、さらなる町民周知に努める必要があると思っております。

町としては、今後とも新型コロナウイルスに関する国・県等関係機関からの情報収集に努め、様々な広報媒体を活用し、各関係機関と連携しながら、適時・適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、かわにし未来ビジョン（第5次川西総合計画）の見直しや計画延長があるのかについてであります。かわにし未来ビジョンは、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする基本構想及び前・後期それぞれの5か年を計画期間とする基本計画により構成されております。

前期基本計画においては、基本構想で示す町の将来像や基本目標の具現化に向け、基本的施策を明確にしながら、各種施策の推進に取り組み、一定の成果を上げることができましたが、この前期基本計画については、今年度が最終年度となっております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の混乱が続いている状況であります。各種プロジェクトの着実な推進を図り、社会情勢等の変化に伴う新たな課題に的確に対応していくため、本年度中に前期5か年の取組の成果を検証し、次年度からの後期5か年を対象とした後期基本計画を策定してまいります。

また、今年度に終期を迎える人口減少克服と地方創生を目的とした第1期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、目指す方向性がかわにし未来ビジョンと同様であることから、次期総合戦略は後期基本計画に包含し、一体的な策定を進めてまいります。

なお、本件に関しては、本定例会中の議員全員協議会においてご説明させていただきたいと思っております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

5月25日登校後の学校生活及び夏休みの短縮等の計画はあるかについてであります。本町の小・中学校の新型コロナウイルス感染症への対応は、国の対応や通知、県からの要請等及び近隣市町の感染者の動向などを基に、児童・生徒の感染予防を最優先に総合的に判断し、

進めてまいりました。

5月の連休明けに、国から緊急事態宣言の一部解除の方針が示されましたので、5月11日から週2回程度の分散登校を開始いたしました。その後、登校の回数や時間を段階的に延ばし、児童・生徒が学校生活に適應できるよう配慮しながら、5月25日からは、各学校の計画に沿って通常の授業を再開したところであります。

5月25日以降の学校生活は、各学校とも毎日登校となり、1日4時間から5時間の授業、完全給食が行われております。

児童・生徒の様子については、学校再開間もない頃は、泣いてしまう児童や集中できない児童もおりましたが、少しずつ慣れてきている様子が見られ、子供たちの状況を踏まえながら慎重に対応したことによって、順調に学校が再開できたと捉えております。

しかしながら、学校の休業期間が、前年度から数えると3か月程度と、これまでに経験したことのない長期間であり、また、外出や各種活動の自粛による運動不足から、体力の低下が感じられるとの報告をいただいております。

各学校では、検温や手洗いの徹底、3つの密を避けるため、授業の進め方や、休み時間、給食時の対応等について、子供たちや保護者、教員の共通理解を図り、学校での感染リスクを低減させる取組も行っております。

なお、消毒については、子供たちが使用した机や椅子、手すりやドア等、校舎内の消毒を、子供たちが下校した後に先生方が毎日行っております。

教育活動に関しては、かわにし未来ビジョン、第5次川西町総合計画や川西町教育大綱等の理念を踏まえ、川西町学校教育の目標を設定しております。この目標は、豊かな心と高い規範意識を身につけ、健康的で明るい生活を創造する川西の子供の育成、身につけた教養を生かし、仲間とともに混乱を乗り越えていく川西の子供の育成、地域の自然と歴史を学び、自己の生活を豊かにしていく川西の子供の育成、広い視野と先を見通す力を身につけ、新しい時代を生き抜く川西の子供の育成であります。この目標は、通常の状態の中で子供たちに身につけさせることを想定しておりますが、現在のようなコロナ禍の状況でも育成する必要があると考えております。各学校においては、このようなことを踏まえて、学校教育目標や年間計画を作成し、指導を行うこととしております。

新年度に入っても学校休業となりましたので、子供たちが抱えている年度当初の授業や学校、友達、先生への期待を持続させたり、学校再開後につなげたりしていくための手だてが必要となりました。このため、ユーチューブを活用し、各学校からの学校の紹介や子供たち

へのメッセージ等の動画の配信を行い、さらに、子供たちが家庭学習に取り組むために、新しい学年の教科書の内容に基づき、課題学習のプリントを配付するのに合わせ、学習の進め方やポイントをまとめた動画も配信し、新しい学年の学びをスタートさせることができました。

しかしながら、長期の学校休業によって、授業日数として約23日、授業時間として、6年生で約120時間、中学3年生で130時間程度の授業を行うことができませんでした。この分を補うために、これまでの分散登校中にも授業を行っておりますが、夏休みを小学校で6日から7日間の短縮、中学校では10日間の短縮を予定しております。これらに加えまして、年末・年始休業を小・中学校ともに1日から2日間の短縮、さらに、学校行事を見直し授業時数を確保する方向で、各学校が年間計画を策定中であります。

学習指導要領に基づく授業時間については、国語、算数（数学）、理科、社会、外国語等の積み上げが必要な教科は標準時間数を確保できる見込みであり、他の教科についても、指導内容や時数を国から示されている基準に沿って指導することで、今年度中に現在の学年の内容を学び終えることができると考えております。

また、この3か月間の経験は、子供たちにとって決してマイナスではなく、新たな形での教師や学校の対応によって成長した姿が見られており、今後の指導に生かしてまいりたいと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 初めに、再質問に移る前に、様々な業務の中、お忙しい中、しっかりと町のことを考え、私の質問に答えてくださった町長、教育長並びに所管の課長の皆様には、大変感謝申し上げます。また、この答弁が、いまだに町では感染がない地域性と、住民一体の川西町だと私も思っております。

しかしながら、第1波では感染がなかったものの、第2波、第3波を恐れる町民はいまだに多く、皆様からの声を町政に届けるべき質問とさせていただきます。

我々、自民党会派、未来創生の中でも、質問がダブらないようにと勉強会を持ちつつ、事前通告をいたしました。私、心配性の性格もございまして、3番手で質問されます寒河江 司議員との似た質問になりましたが、それぞれの見る目、ポイントで再質問させていただきます。

それでは、1番目の1項目めの第2波、3波目の懸念される中での町民の声についてお尋

ねしたいと思います。

感染がなかったと、でも、いつ感染するか分からないという状況の中、コロナ陽性の方が医療機関、また商業施設で出た場合、やはり北九州の件もあります。先日の栃木県の宇都宮の件もあります。誹謗中傷を防ぐ手だて、また保険など、想定はされているものでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今回の誹謗中傷の件でございますが、町としましては、まず情報、これは的確に保持すると、そういう考えでございます。すなわち、今回感染があった場合は、全て県からいただきます。当然、必要以上のものは全部、必要最低限のものだけ把握いたしまして、まず情報をしっかりと捉えたと、いたずらに情報を拡散しないと、その点十分配慮していきたいという考えでございます。

併せて、保険の話でございますが、今のお問合せの件は、県のほうでもいろいろメッセージ、県知事の名前ではありますが、今のところ保険まで、具体的なものがございませんので、そちらは今後の対応だという認識でございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 また、町民の心配される声の中には、罹患された家族がいた場合、一緒に暮らす家族は隔離されるわけでございますけれども、その際、どこに住んでもらうとか、例を挙げれば、ホテルを貸し切ったりとする例もございましたけれども、その際の家族と親族の守り方をどういうふうに考えていらっしゃるかという町の声がありました。町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 県内の69名の感染者の状況を見ると、やはり3世代同居をしている本県の特徴があって、家族内での感染が広がって、職場などへ波及したということが捉えられるなどというように、これがやっぱり一つの教訓として、家族の中で濃厚接触になったり感染した場合に、家族の中で感染を広げない、しっかりとした対応が求められるんだろうというふうに思います。

家族の中にあっても、例えば食事を囲むときには距離を置くとか、そういった新しい生活様式というのを、やっぱり家族間の中でもしっかりと認識していただきながら、大丈夫だということではなくて、もし感染した場合に、広げないための対策というのを心がけていただくようなことが求められるのかなというふうに思います。

家族の中で濃厚接触、もしくは感染が出た場合には、本町内でもそういった方が4月、5

月、おられたようでありまして、その中では、やはり部屋を隔離する、また食事とかトイレ、もしくは洗濯、そういったものは、しっかり隔離した形で、家族間の中で感染を広げない努力をされたというふうにお聞きしておりますので、そういった経験などをやっぱり町民の皆さんにもお知らせしながら、対策といたしますか、対応を求めていかなきゃいけないのではないかと考えております。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 やはり家庭内でも十分に、そういったお互いの認識だったりとか情報を共有することが大切だと思いますので、広く町民の方に伝わるようにだけ、情報提供をよろしくお願いたいと思います。

また、町の声の3つ目では、現場で働く方、今回は医療崩壊にはつながらなかったわけですが、医療、そして介護される方が、大変ご苦労されたというふうにお聞きしております。

ただ、裏というか、こういった日常生活の中では、例えば業種によっては、食品だったりとか物流の方、県をまたいでいくトラックドライバーの方がいたりとか、食品を配達する方もいらっしゃる、販売をされている方もいらっしゃる。そういう方には、あまり目が当たらない、日が当たらないというか、やはり一番大変だと言われる医療・介護の方が、感謝しようという思いもありますし、どちらかという、あまり、日常的に慣れてしまっているような感じの食品とか物流の方々においても、やはりトラックの運転手の子供さんだとか、スーパーの娘さんだとか、そういった誹謗中傷、デマなど飛び交っているようですけれども、第2波、第3波が来たときは、やはりこういうときこそ、そういった業種の方を守らなくてはならないというふうなことは考えておりますけれども、どういうふう、そういった誹謗中傷とか、そういった方々を支援できるような、そういう誹謗中傷とかデマにならないような施策というか、考え方というは何かあるものでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私も新聞報道などで見させていただくわけでありまして、例えば、こちらで生活されていて、県外ナンバーで移動と申しますか、こちらですと長く生活されているのに、たまたま自動車が県外ナンバーのために、非難を受けたりというふうなことがあって、自ら、私は県内在住者ですというようなことをステッカー貼っておられたりした、痛ましいと申しますか、大変なことだったんだなというような思いをしたところであります。

今、私たちの自粛の中で、行動範囲が限られている中で、それを支えていただいているの

は、医療・介護関係、こういったことも大事なんですけれども、物流の部分で支えていただいたトラックドライバーをはじめ、関係者の皆さんの努力があって、例えば首都圏への移動ができないのに物は移動しているわけでありまして、そういった困難な状況を抱えながらも、しっかり支えていただいている皆さんに、やっぱり感謝の気持ちをお伝えするようなメッセージというのが必要なんだというふうに思います。

そうやって社会システムを支えていただいている方々に、しっかり頑張っただけ、応援するメッセージを町からも発信できるように検討させていただきたいなと思います。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ぜひお願いしたいと思います。

また、5月19日、吉村知事と市町村長のテレビ会議があったわけで、やはり町だけではできないこと、これから県に要望するもの、国に要望するものがどんどん出てくるかもしれません。19日、テレビ会議を行ったというときに、川西のリーダーですから、町長は第2波時の感染拡大の営業自粛について討論されているようだけれども、どういうふうな訴えをされたのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 19日の市町村長会議につきましては、事前通告でございまして、会議自体も1時間30分程度でありまして、限られた中で質問者、発言者がおられますので、そのことについては、私にはその枠がありませんでしたので、残念ですけれども、その中で見守っておりますと、各首長さんから出たのは、第2波、第3波に対する対応について、しっかり県として充実した施策を講じていただきたい。併せまして、やはり自粛によって大変困難な状況を抱えている事業者さん、とりわけ出たのが、飲食、交通関係、さらには観光関係、こういったものが本当に厳しい状況になっていると。これが6月いっぱい、7月という形に長期間になれば、大変な状況がさらに拡大するだろうというようなことが訴えられまして、県と市町村が連携を図りながら、この困難な状況を乗り越えていきたいというふうな意見交換をされたところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 ぜひこういったテレビ会議が、1回に限らず、今後も長引くことを考えますと、2回、3回あった中で、川西の事業者様、町民の皆様が集約したお気持ちを知事に訴えかけていただきまして、県との連携もしっかり取っていただけるように今後もお願いしたいと思います。続いて、2番目の医療体制、医療機関についてお尋ねしたいと思います。

5月18日の県議会においては、置賜での軽症感染者の受入れ施設の設置の検討をされておるようです。やはり村山庄内の地域で準備している3か所に加え、感染拡大の動向を見ながら、置賜地域の設置について検討を明らかにしたということで、県議会の情報でございますけれども、それ以降、公立置賜病院の後方支援ということで、何か情報がもしあれば、お聞きしたいと思います。

○議長 金子健康子育て課長。

○健康子育て課長 ただいまのご質問でございますが、そのような動きがあるということはお聞きしておりますが、実際にどういう対応になるということは、まだお話は出ておりません。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 いち早く、情報の提供がございましたら、町民の皆様に、まして地元の川西町にある置賜総合病院ですので、そういった情報を提供よろしくお聞きしたいと思っております。

また、PCR検査につきましては、山形市でドライブスルーのPCR検査を行うデモンストラクションが23日、行われていたようです。これは、山形市と同市の医師会、薬剤師会が共同設置したということでございますけれども、こういった、簡単に検査も病院とか、そういった機関にかかわらず、こういった検査をできることを、置賜の方々も、できればあったほうがいいねというふうに思われると思うんですけれども、今後、そういったドライブスルー型だったりとか、簡易なキットがあったりとか、そういった検査に対する整備はどうなっているかどうか、情報をちょっとよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 佐藤市長さんとお話しした中で、ドライブスルーについて、県内では初めて取り組まれるということで、やっぱり検体を取るときに感染するんじゃないかということで、立ち合っている方が大変困難な状況があるということで、運転手さんが、そのまま、こちら側を向かないで、正面を向いたままで、脇から検体を取るというようなことで、感染予防対策の一環として、市の医師会の協力の下、取り組まれるということでありまして、結果としてその検体は、県の衛生研のほうに運ばれて、そこでされるということでありまして、簡易な形といいますか、安全な形で検体が取得できるというのは、我々としても好ましいわけですが、衛生研の中での検体を確実に、拡大して検査できる体制、これがやはり大事なんじゃないかなと。当初は、1日当たり60ぐらいの検体ということだったわけでありましてけれども、今は120近く、倍近くになったわけでありまして、その検体がスムーズに取れるという意味でのドライブスルー、さらには、検体を迅速に陰性・陽性が判断できるような体制を

拡充していただきたいという要望をさせていただきました。

PCR検査につきましては、置賜管内でも、民間事業者も含めてキットを持っていらっしゃる場合がございますので、そういう意味では、検査できる機会が増えることを我々としては要望させていただいているところであります。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 早期のそういった装備の充実をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、4番目の学校生活に関して、教育長にお尋ねしたいと思います。

先ほど僕、心配性だと言いましたけれども、25日から登校が始まった時点で、地元の吉島小学校の校長先生とお話しする機会がございましたので、いろいろご苦勞だったりとかもお聞きしたところでございました。

3点ほど、ちょっとお聞きしたいところがあるんですけども、第2波が起きた際の、そうならば臨時休校ということもやむを得ないと思うんですけども、そういった臨時休校になったときの保障などは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 第2波、3波については、非常に恐れているところでございます。

今回の対応については、対応できたかなというふうに思いますが、2波、3波となれば、今、北九州市の状況なども見ておりますと、厳しいなというふうな思いでありまして、非常に恐れながら準備をしているところでございまして、まだ学校行事のところ、あるいは年末年始のところは手をつけたんですが、学期末のところの休みのところは手をつけておりませんので、その辺のところに対応できればというふうなところでありまして、議員ご指摘のとおり、さらに詰めた話をしていかなければならないなど、そんなふうに思っている次第でございまして。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 そのほかに、マスク、消毒液が、保健室に消毒液が置かれたりとかしているんですけども、消毒液がぎりぎりに入ってきたというふうなお話をお聞きしておりましたので、やはり現在、間に合っていない状況で、小学校、中学校あたりには、消毒液、マスクなど、体温計も含め、そういった装具なんかは遅れている状況なんではないでしょうか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 こちらのほうでは、予算を可決いただいたすぐに業者のほうに発注をかけております。ただ、業者のほうが用意ができなくて、入るのが遅くなったというような状況で

ありまして、ただ、現在、5月22日付で、次亜塩素酸水という消毒剤なのですが、それについては各学校に配付させていただいております。

ただ、次亜塩素酸水については、最近の通産省のほうの関係団体のほうから、効果について少し記事になったりしていますので、ただ、この次亜塩素酸水については、歯科医さんのほうで口腔内の消毒なんかにも使っていて、あと厚労省のほうでは、食品の殺菌効果が高いというようなことで、食品添加物にも指定されているようなものでございます。

ただ、コロナウイルスに対する効果について、まだ確定的なものが出ていないところもあるし、あと、大学の研究機関では、その効果について認めている論文なんかもあったりして、情報がちょっと分かりづらいところがあって、その効果について確かめながらやっているんですが、ただ、手に入るそういったものについては、既に配付させていただいている状況でございまして。

○議長 伊藤寿郎君。

○7番 長期的に長引くことも考えて、備品の充実などを今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、マスクに関しましては、我々も一日中つけっ放しだったり、夏場を迎えますと、本当に農作業をしていてもうっとうしいというか、邪魔だったりするわけで、やはり小学校の1年生の子供たちを見たときに、5月26日ですから、まだ1週間足らずで、右も左もなかなか分からないような子供たちじゃないですか。それでもマスクをかけながら、ソーシャルディスタンスで2メートル間隔を取りながら、学校生活を送っているわけですね。やっぱり成長の段階では、ある程度顔の表情とか口の動きを見ながら、子供たちは友達とか先生、そして親御さんの、そういうのから覚える、慣れることというのはあると思うんですね。なるべくなら、マスクを外せる状況をつくってあげたらいいなというふうに僕は思ったんです。

授業なんかも、本当に席も離して、今まで使っていない図書室だったり音楽室、そういうところも使われている学校生活が始まっているわけですがけれども、天童高校のこの前ニュースありましたけれども、机の前に、こういったガードするものがあったりとかするんですけども、いろんな自治体のものを見ると、アクリル板で作ったものを取り入れたりとかということもありますし、一番は、これから夏場の体育の授業だったりとか暑いときの授業に、本当であれば、今年度、吉島小学校、中郡小学校には、一応エアコンがつく予定ではあるんですけども、なかなか工事も始まっていないわけですね。もしそれが遅れるんだったら仕方ないとしても、町の費用で扇風機なりサーキュレーターなりつけるだとか、何か、ある程

度そういった対策も必要なのではないかなと思っておりますけれども、教育長、どういうふうに思われますか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 暑さ対策のお話でありました。暑さ対策については、大変こちらのほうでも危惧しているところではありますが、先ほど議員のお話の中にもありました扇風機については、既についているものもありますが、ただ、学校のほうからの要望を確認したところ、さらに追加してほしいというような要望を受けておりますので、その対応を今図っているところがあります。学校からの要望に基づいて、できるだけ早く扇風機のほうを準備していきたいなというふうに思っております。

また、マスクの使用に関しては、例えば体育の時間については、ガイドラインというのが出ておまして、そのときのやり方については、できるだけ2メートル以上離れた状態で授業を行っていくというようなガイドラインが示されています。そうすると、2メートル以上の間隔が空いている場合においては、マスクの着用は必要ないというのがガイドラインの趣旨でありまして、そういったところから、体育の時間については、マスクを外して運動ができるような授業の進め方をしていくようなことになろうというふうに思っております。

また、教室内においても、そういった2メートル以上あれば、ある程度、飛沫感染等については防げるかもしれないんですが、ただ、今のところ分からない状況なのが、エアロゾルという空気感染のところについては、どうもまだ分かっていないところがあるので、そこら辺のところの危険性なんかを注意しながら、まずは、教室内であればマスクの必要性は高いのかな、ただ、換気をすることで、できるだけマスクを外せるような時間帯をつくることで、快適性や、あるいは意思を伝えたりするところの子供たちの状況をつくっていくというのは、今ご指摘いただいたので、今後ちょっと教育委員会の中でも検討させていただきたいと思えます。

○7番 最後に、コロナウイルスの対策本部に関わります町職員の皆様には、お体に十分留意されながら、いち早い終息に向けてご尽力をお願いいたします。

私の一般質問を終わります。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時41分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の寒河江 司君は質問席にお着きください。

4番寒河江 司君。

3番順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 議長宛てに通告のとおり、質問をいたします。

自然災害での避難所の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、梅雨入りが迫り、災害による避難所の備えをしなければならないが、ハザードマップによる避難所の在り方が、新型コロナウイルス感染症対策による避難所としては、もう一度再編しなければならないと思います。

避難所は、たくさんの人が一堂に集まる中、密集・密接・密閉の3密の回避を図り、新型コロナウイルス感染症防止をしなければならないが、半ば相反する対策を取らなくてはならないことは承知のとおりだと思いますが、町当局の対策をお聞きいたします。

次に、小学校の今後の教育指導についてであります。

コロナ感染症対策で、小・中学校の休校が約3か月間あまり続き、5月25日より平常に戻りましたが、その間の指導内容にいろいろな問題が出て、特に指導過程での遅れの心配が出ています。国の指針では、今年度中にできない教育課程について、最上級以外の生徒に次の学年に持ち越し、2年から3年かけて取り戻す特例通知が出されましたが、小学校6年生や中学3年生は、1年で課程を修了させるためには時間が必要になることから、夏休みの短縮や7校時目を設けるか、あるいは補習で修了させるのか、子供たちにあまり無理をさせず、詰め込みさせない方法を取ることが大切だと思いますが、町当局の考えをお聞きしたいと思います。

以上、檀上よりの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ感染症蔓延の中での避難所の対応についてありますが、このたびのコロ

ナ禍が終息しない中、自然災害が発生した場合、とりわけ避難所の運営については、新型コロナウイルス感染症の予防対策である3つの密の回避をはじめとする新しい生活様式を避難所の中でどのように対応するかについて、新たな大きな課題であると認識しております。

このような状況の下、さきの伊藤寿郎議員のご質問でお答え申し上げましたとおり、県は市町村の対策として、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、また、国においても、コロナ禍における住民向けの行動についての呼びかけを行っているところであります。

さて、このたび改訂を行った洪水ハザードマップについては、1,000年に一度以上の降雨量の確率想定に切り替わり、国管理河川のデータに加えて、県管理河川のデータも反映していることから、浸水想定区域についても範囲が拡大しております。また、緊急指定避難場所及び指定避難所の配置についても、浸水想定区域内を避けて配置見直しを図った結果、平野部においては小松地区に集中配置したところであります。

このたびの県のガイドラインにおいて、避難所の開設については、3密の回避を図るため、想定される災害や避難所の収容人数を考慮して、指定避難所以外の施設を開設することとされております。

町としては、洪水ハザードマップを基本とするものの、災害の発生状況、被害予測にもよりますが、指定避難所以外であっても臨時的に避難を可能とする施設について、あらかじめ地域の実情をお聞きしながら選定し、避難所の分散を図ってまいりたいと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 寒河江 司議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症予防による臨時休校の教育課程の遅れについては、さきの伊藤寿郎議員のご質問でお答え申し上げましたとおり、様々な方法で児童・生徒の学習支援を行ってきました。臨時休業中の課題で扱った内容については、その内容が十分身についたと判断できる場合は、改めて授業で取り扱わなくてもよいことが文部科学省より示されております。

しかしながら、教科によっては、きちんと学び直す必要がありますので、学校休業で学習できなかった分を補うために夏休みを、小学校においては6日から7日間の短縮、中学校では10日間の短縮を予定しております。これに加えまして、年末年始休業を小・中学校ともに1日から2日短縮するとともに、家庭訪問、クラブ活動、体力テスト等、学校全体で取り組む活動の見直しや精選を行うことで、必要な授業時数を確保することにしております。

このような対応を行い、年度内にそれぞれの学年の学習内容を終える教育計画を各学校において、現在、作成中であります。

議員ご指摘のとおり、小学校の1学年から5学年までと、中学校の1学年と2学年については、令和2年5月15日付の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障の方向性について（通知）により、学校教育活動が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことや、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であるとして、令和3年度、または令和4年度まで見通した教育課程編成を認めるとの通知が出ております。

文部科学省では、令和元年度末の臨時休業開始時に、令和元年度の学習内容について、学習していない部分がある場合には、令和2年度に指導することができるとした指導もありました。

本町の各小・中学校では、本年2月下旬の臨時休業が示された時点において、各教科の学習内容はほぼ終了しており、年度のまとめ等を残すのみとなっております。その部分も、臨時休業中の課題や、春休みに登校日を設定して課題の点検や授業時間を確保することで、昨年度内にその学年の学習内容を全て指導することができ、学習の積み残しはありませんでしたので、現在策定中の教育課程の計画にあつては、子供たちに通常以上の無理な負荷をかけることなく、本年度中に学習を終了することができるものと考えております。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 まず、午前中、我々会派、未来創生の伊藤寿郎議員が質問に立っていただきまして、私と質問の内容が重なるというようなことで、再質問に際して私に譲ってくれたのか、その質問をあえてせずに、私にしろというようなことで、伊藤寿郎議員の分もさせていただきます。男気を感じましたので、一生懸命質問したいと思います。

まず、質問内容は大したことないように思いますけれども、各近隣の市町村でも、これは大変な問題だというようなことで、取り組まなければいけないということになっていますので、まず川西町としての現在の状況は、どういうシミュレーションをつくっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、シミュレーションでございますが、町は防災計画というものを策定してございます。

その中で、警戒のレベルに応じまして、それぞれ段階的に避難、あとは緊急避難とか、段階的な誘導を行っていきまして、大きく分けて4つほどの段階を設けてございます。

例えばで申し上げますと、まず初めは、国のほうの、とりわけ気象庁のほうから、天気予報でありますけれども、注意報であったり警報であったり、そこまでがレベル2番目であります。3番目から、いよいよ町のほうの災害対策本部を設置いたしまして、その上で、皆様方に緊急避難を差し上げるとか、そういう対応を行うと、これが一つ、防災計画の中で持っているところでございます。

あと、さらに加えて申し上げますと、1月にハザードマップを皆さんにお配りしましたが、こちらは答弁にもありましたとおり、1,000年に一度、これは平成27年の水防法の改正によって、今まで100年に一度のレベルであったんですが、1,000年に一度と、よりさらに強力な災害があると見通した形でありますので、これも別個にハザードマップに応じまして、4つの段階で警戒レベルを補足しておると、そういう状況にございます。

以上であります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 私がもっと聞きたかったのは、結局、コロナ対策についてシミュレーションしているかということも含め、結局、避難をなさい、皆さん、どうぞ避難してください。そうすると、一、二の三で体育館なり、どこかにわっと来るんですが、私の質問にもあったように、コロナ対策だと、今度はぎゅうぎゅう詰めにできない。ましてや今、若い者が、無症状というんですか、全然関係ないけれども陽性になったみたいな人がそこに入ってきて、集団感染したというふうなことになる。そうなった場合には、集団感染どころじゃない、命を守るために避難したのにコロナにかかって入院して、最悪の場合とはいうことは避けなけりゃいけない。

その中で、町として、伊藤議員の質問の中にもあったが、3分の1になるんですよね、スペース的に。今まで500人入っていたやつが200人ちょい、なぜかと、2メートル間隔で考えた場合ですよ。そうした場合に、何か所かスペースがある、あるいは、そこまでして逃げなくてもいいんじゃないかという今度、考え方の方もいるというふうになると、統制が取れないんじゃないかという心配もあるわけですよ。その中で、どういうシミュレーションを取っているかということをお尋ねしたい。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 舌足らずで申し訳ございませんでした。

まず、先ほど申し上げたのは一般的な災害でして、いよいよ今、議員からご指摘あったコロナの関係でございますが、まずは国と県で、それぞれガイドラインを示しまして、とりわけ、まず最初に申し上げるのは、地域住民の方にも心がけをお願いするという中身がございます。大きく分けて5つありまして、今、議員指摘あったとおり、密にならない対策としまして、例えば必要な方は、もちろん避難所へ行ってください。でも、もし大丈夫であれば、知人とか、結局、避難所を分散すると。その方向性として、5つのポイントを定めてございます。

一方、町としましては、答弁にもありましたとおり、やっぱり密にならない対策のもう一つの施策としましては、避難所を分散するという考えでございます。ですので、防災計画で定めてあるもののほかにも、例えば今後、実は来週であります、地区の方のご意見を賜りまして、まず一時的・臨時的でありますけれども、例えば部落の公民館であったりとか、本当に一時的であります。そんな形で分散する形の方策、これは地域の方からご意見を聞いて定めていきたいと、そういう考えでございます。

ただ、いずれにしても、まず、新しい生活様式といいます、マスク着用とか、あとは、マスクもできたら持参してほしいとか、その辺を講じながらやっていくという考えでございます。

ただ、一つだけ実は問題が、分散することによって、やっぱり人の目配りといいますか、対応する人々、これはもちろん行政だけではとてもできない感じなので、とりわけ地区の方にもご協力賜りながらと、これは大事だと思っております。

以上であります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 山形市あたりは、市役所の中で専門の、防災アドバイザーという方ですか、そういう方を呼んで、研修会を行ったということがありましたけれども、当町におきましてもメンバーがいるわけですから、防災アドバイザーという方などをお呼びして、ちょっと研修会をして、実際に起こったといった場合に、右往左往するという事のないようにしていかなければいけないと思いますが、そのところの考えはいかがですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 大変ご丁寧にありがとうございます。以前にも、全国的に防災に精通された山村先生という方がいらっしやいまして、その方とは限りませんが、そういう専門的な、その辺の学習の機会等も検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり町民は、避難しろ、避難しろとハザードマップを作りましたけれども、パニックしているわけですから、結局命からがら逃げてきた、いや、今度は感染症で近寄るな、どうしようもないといった場合に、もう一つ難点なんです、川西町に外国人という方ですか、これ何人ぐらいいるか把握していますかね。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 担当が住民生活課になりますが、申し訳ありません、正確な数字は把握しておりませんので、後でご連絡いたします。

○議長 寒河江 司君。

○4番 何を言いたいかという、日本語で受付、トイレ、あるいは水飲み場とか、こっちに行くってかとかとあるんですが、外国語の方がいらっしゃるんなら、何か国語、何か国いるか分からないですけども、せめて中国、韓国、フィリピンぐらいですかね、想像ですけども。その方のために分かるような案内板というんですか、それも一緒に掲示するというのは可能だと思いますが、そういうことはどうでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問ですが、ちょっと趣旨と違いますが、まず役場の前にはコロナ対策、要は咳エチケットとか、その辺の表記したものが、今、中国語と韓国語、こちらのほうを表示させていただいています。いよいよ今、ご指摘のほうも、地域によっても誤差があると思いますし、その辺も今後、地域の方の実情の中でお話承ってまいりたいと思います。以上です。

○議長 寒河江 司君。

○4番 そういうふうなことで、外国の方にも優しい避難所づくりというんですか、そういうのも目指していかなくちゃいけないと。それから、コロナ対策で、来た人には検温とかマスクとかやると思うんですが、一番はチェックシートだと思うんですよ。今現状の健康状態とか、そういうのを逐一書いていただくという、そういうチェックシートみたいな準備はしているんでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 まず、あらかじめ、うちのスタッフのほうでも、検温をするために遠隔用の体温の設置と、あとマスクも、持参してくださいというものの、もちろんないと思いますので、それも対応していきたいと思います。

あと、チェックシートのほうも、もちろんこちらのほうで備えてございます。それでもってチェックするという状況でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 もし避難してきて、体温の高い方があったといった場合は、これ、隔離というんですか、別なところに移動しなきゃいけないというようなことなんで、そういうことは瞬時に分かれる、3か所ぐらいに、健康な方、あるいはコロナでなくても具合の悪い方とか、あとコロナの方とかというふうな、3つぐらいに分けて避難してもらうという方法もあるだろうし、その中でも、医療関係者はどのぐらいの、お願いしているのか、町医者的な方、看護婦さんの方。こういう準備的なことはどうでしょうか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまの件ですが、これは、まず県のガイドラインで申し上げると、まず専用スペースを設けてほしいと。それは、若干部屋、スペースを変えると。その上で、まず県に連絡してくださいというのが、一つガイドラインになってございますが、実際に検温、あとチェックシートの段階で、そもそも避難所に入っていただく前の対応等もあると思いますので、その時々によって柔軟に対応するしかないのかなと考えてございます。

以上です。

○議長 寒河江 司君。

○4番 あまりにも柔軟過ぎると、今度、逆に対応が遅れるというようなことになるんで、そこら辺は、いろんなシミュレーションをしながら対応していかなくちゃいけないと思いますが、避難所で線を引いて、2メートル間隔でやるという方法、すぐに取らなくちゃいけないでしょうし、あとは、段ボール箱を6つぐらい並べて、その上にベッドを作るという簡易ベッド的なこと、段ボール会社、そこら辺に、今泉辺りにありますけれども、あれだと大した予算もかからずに、即、体の不自由な方とか、もし来たらすぐにできる。

何を言いたいかという、35センチ以上ぐらいないと、歩くたびにウイルスがまわらしいんですね。それを防ぐには、やっぱり35センチぐらいあれば舞わないというようなことがあるんで、そういうふうな簡易ベッドの準備なんかも大した予算かからないと思いますから、そういうふうな準備もちょっと考えてはいかがでしょうか。いかがですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今おっしゃった段ボール、いわゆるパーティションというものですが、今のコロナではない時代のものでありますんで、今ご指摘あったとおり、やっぱり高さの確保が必要

だと十分承知しておりますので、その辺ちょっと調査させていただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひ、これはいいことなんで、ぜひ調査して、金もかからないことですから、そういうのは準備してあるよということを町内の方にお知らせをするというふうに思いますが、まず、いろんな避難の仕方が今度変わってくるというふうなことで、伊藤寿郎議員の回答にも書かれている、6月の町報でお知らせするというふうに書いていますけれども、お知らせするのはもちろんいいでしょうけれども、結局何をしたらいいか、ある人は避難所さ行け、ある人は親戚さ行け、ある人は車中泊でもいいよというようなことになる。そうすると、自己判断でいいよというふうになってしまうと、そういうことになると思うんですけども、これもまたちょっと、今までのハザードマップと相反するというふうなことで、逆に混乱が起きないように、丁寧な説明で6月の町報に書いていただきたいというふうに思いますが、公園に行ってテント張ってもいいよというぐらいもありかなというふうに思いますし、感染を防ぐ上ですよ。それから、車中泊においても、エコノミークラス症候群というんですか、あれを防ぐためには、やっぱり運動したり、水分を取ってくださいよという注意書きをちゃんとやるとかというふうに、かなり細かくなると思うんですが、そういうことを加味した町報のご案内になるのかな、ちょっとお聞きしたい。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 答弁で申し上げた6月の町報でございますが、さっきちょっと申し上げた国のほうで、地域住民の方の心がけとして5ポイントのものがありますんで、そちらの声かけ、呼びかけのものがまず一つでございます。あと、併せまして、基本的な避難場所の位置図、そちら等もお示ししていきますが、ただ、これは第1弾でございますんで、今後地域の方と、とりわけ地区の自主防の方々にご協力賜らないと、なかなか發揮できないと思いますので、その辺も分かり次第に、その折に随時お知らせしていきたいという考えでございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 2年前の国の中央防災会議の中におきまして、新たな形で防災体制の整備計画というのが示されました。その中におきましては、行政が担える役割は完全でない、行政が100%住民の命を守ることはできないということを明記しながら、自らの命は自ら守るという住民の皆さんの協力を呼びかけるような防災計画になりました。

これは、我々行政側としても画期的な国の指針でありまして、そのことで、行政側が何もしないということではないんですが、行政側ができることというのは、やっぱり最悪の場合

を想定しながら、セーフティネットとしての役割を担うということにもなりますが、国が示されている自らの命は自ら守るという視点で、住民の皆さんの行動も求めていますので、そここのところをご理解賜りたいなというふうに思います。

国が示しております、今回、コロナウイルス感染症が終息しない中で、災害時の対応、住民の皆さんの協力の中で、5つのポイントが示されておりますけれども、とりわけ私、こういう考え方も出てくるのかなと思います。避難先につきましては、今、密を防ぐということで、議員からご指摘いただきましたけれども、小・中学校や交流センター等だけではございません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょうというような呼びかけも入っております、やはり自分の身を守るという観点で、安全な場所を、まず災害が発生する前から想定していくということ、災害に備える準備を呼びかけるということも、行政側としては担っていきなさいいけないのかなと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今、町長おっしゃったように、やっぱり行政でできるというのは、全部おんぶにだっこを私は求めているわけではないので、やっぱり町民の方にどうやったらお知らせできるかという案内方法ですよね。そこだと思えますよ。SNSだとかパソコンを使ったりで知らせるとするのは、年寄りちょっと使えないので、じゃ町報で読むかと、町報も配られたら、すぐに見もしないでぽんと置くというようなこと、その中で、地区の交流センターあたりを利用してもらって、あるいは各地区にいる民生委員の方にも協力いただいて、そういう話も町としてしていきなさいいけないと思いますが、そういうことでよろしいんでしょうかね、町長。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ありがとうございます。

実は、ハザードマップを使いながら、各地区に出向いて、ハザードマップの内容をお伝えするとともに、その地域の中で、どんな行動をしていきなさいいけないのかという座談会的なものを開催しようというふうに準備はしてきたものの、このコロナ感染で先送りになっております。担当の者には、できる範囲の中から、まずは各地区の交流センターの皆さんとの協議の場、さらには自主防の皆さんとの情報の共有、こういったところから、避難所の開設についても協力をお願いするようなことを進めていきたいと考えております。

民生委員の皆さんにあまり負荷をかけたくはないのですが、民生委員の皆さんにもご協力をいただきながら、やはり災害弱者と言われる要支援を求められる方々について、しっかり

としたサポートをしていかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、今後とも議員からいただいたご指摘を踏まえながら、対策を講じてまいりたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり職員の皆様も大変でしょうけれども、弱者を守るためには、身を鼓舞しながらしてもらわなきゃいけない。また民生委員の方も大変でしょうけれども、これはやっていただかなければ、死亡者が出ては遅いというようなことなんで、これはぜひとも、各交流センターの説明会等々もやっていただいて、町民の方にお知らせをするということをやっているだけでいいなというふうに思います。

続きまして、学校の教育課程についてであります。今回、川西町では5月11日から、2校時目あたりから順次授業を開催したということ、どこの市町村よりも早く開いて、学校を開催してもらって、非常に家庭のじいちゃん、ばあちゃんからお褒めの言葉をいただいております。逆に、家にばかりいるもんですから、じいちゃん、ばあちゃんがストレス感じて、これ大変な問題だったの、本当に、いつ学校始まるんだ、でも、一、二時間でもいいから、家からいなくなったというだけでもほっとしたという意見もあって、川西町、一番先にやってもらって、大変ありがとうございましたと感謝の言葉をいただいております。

その中で、やっぱり勉強の遅れというのは、これは3か月間、小学校で120時間、中学校で130時間というような時間はしていないわけですから、その間、先生方、家庭訪問しながらプリントで、あるいはやっておったようでしょうけれども、やっぱり子供同士で会って、お互いにコミュニケーション取るということが非常に大事だなというふうに思いましたんで、この中で、今後、もし北九州みたいにコロナが小学校、中学校で発生した場合は、これまた学校封鎖というか、そういうことも考えないで、こんなことを言っちゃ悪いですけども、とにかく感染したらPCR検査をして、陽性の方は病院に行く、陰性になった生徒、先生方はそのまま授業するという形は取れないものかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 もし学校関係者に感染者が発生した場合等の進め方について、国や県から対応方法についてのガイドラインが出ております。

考え方が大きく2つほどありまして、一つは、その地域がどのような状態にあるか。感染者が拡大傾向しているとか、感染者が多く次から次へと発生しているとか、そういったその地域の置かれている感染者の発生状況を勘案するもので、その地域を3つほどに分けるという区分が一つございます。

それと、もう一つは、学校関係者の中で発生した場合、そこから今度、ほかの人に移る危険性がどのくらいあるのかというようなことを見極めながら、その状況に合わせて対応していくというようなガイドラインとなっております。

今、寒河江議員からご指摘のとおり、学校で発生した場合、学校を全部休業するのではなくて、一部、その学年、あるいはそのクラスだけというのができないかというお話だったと思うんですが、それも全部無理ではなくて、例えば、その地域では感染者がほぼほぼ出てなくて、学校関係者で出たとしても、その方から移るといような、濃厚接触をあまりしていないとか、そういった場合は、学校全体の休業について、必ず休業しろというわけではないというようなガイドラインとなっていることから、そのときの状況をきちんと把握して対応していくというようなことになろうかと思えます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 何を心配しているかということ、やっぱりまた遅れちゃうということで、泣き面に蜂みたいにならないといいかなと。何をそれを言うかということ、米沢のスーパーなんかでコロナが出たといったら、店全体が2週間も休むというようなこと、初めてだからどうしようもないですけども、今度はもう皆さん慣れてきましたから、こんなことに慣れてもしようがないんでしょうけれども、インフルエンザと同じに考えて、考え方を訂正して、やっぱりかかったらかかったで、検査をしなきゃいけないですけども、ほかのところに移らなかつたら、やっぱり授業は再開していただいて、何ぼでも遅れないようにしなきゃいけない。

これは来年いっぱい続くのか、今年で終わるのかは、未定だからちょっと分からないですけども、でも、あまりにも考え過ぎたみたいに、学校で出たからみんな休め、吉島で出たから小松もみんな休めではどうしようもないんで、やっぱり最小単位というのは、ご父兄の方々にも協力していただいて、家庭で発生したら家庭でするといような、そういう方向づけをやっぱり、きちっと明確に町報なりに連絡をしていただいて、あまり怖がるな、そういうようなことで啓蒙活動していかないと、経済も回らないでしょうし、あまりにも川西町も、みんなで飲食店へ行くな、移ったら悪いからなんていって疲弊しているんでしょう。それと同じなんです、学校はね。学校はやっぱり、教育の間違いは100年たりますから、これだけは肝に銘じてやっていただきたいなというふうに思います。

あと、小学校1年生から5年生まで、中学校1年、2年は分かりましたけれども、中学3年生に関しては、今度、高校受験が控えているわけですね。その高校受験に対して、130時間の遅れ、これ、夏休み返上10日間とか、そういうので賄わなきゃいけないんでしょうけれど

ども、その弊害的なことはないですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 中学3年生につきましては、非常に休業するときから気にしておりました。議員ご指摘のとおり、1月になりますと受験が始まりますので、そこまでには完全に修了していかなくちゃいけないというふうなことで、最初から時数をそろばんをはじいてきたというところでございます。ですので、5月11日じゃなくて、その次の週の18日から、3年生については毎日学校に来ていただいて、実は、分散登校とはいいながらも、必死になって挽回をすべく授業をやってきたという次第でございまして、現在も3年生優先で動いております。

それから、3年生の授業の中身であります。普通でも2学期で大体修了するぐらいのボリュームであります。ですから、3学期の最後のところまでずっと学習が続くというよりは、3年生は受験があるということから、もともとボリューム的に配慮されております。そんなふうなこともありまして、夏休みも短縮、小学校よりは長いのでありますけれども、短縮する中でカバーできるというふうなことに計算上はなっております。

実際は、それぞれの授業がどんなふうに進んでいるのかなんていうのも、月ごとにチェックしながら是正をかけていくというふうなことで、不利益を被ったなんていうふうなことはないように最大限努めていきたい、そんなふうに思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 夏休み返上に近くなるということだと、給食も関連して、夏休みも給食は出すということなんですか。

○議長 淀野教育総務課長。

○教育総務課長 議員おっしゃるとおり、給食のほう、全て普通授業と同じように出しています。

○議長 寒河江 司君。

○4番 父兄の方、夏休み返上というようなことになると、弁当を作らなきゃならないのかなんて心配されておったんですけれども、給食が出るというようなことなんで、一安心かなと思います。

それから、小学校から、前にも話したように英語の授業が出てきたという、かなりそれだけでも負担増になって、プラスアルファ、小学校で120時間、これをカバーするというふうになってくると、中学3年生はさっき分かりましたけれども、ほかのところの小学生の3年、4年、5年生あたりは120時間、夏休みの返上と冬休みの返上で、これもカバーできる

ものでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 まず、小学校については、これまでに加えて英語が入ってきたというふうなことで、その対策については、一昨年からユーチューブを使って、きちんと毎時間の指導をつくりまして、あまり先生方の負担にならないように、できるだけならないようにというふうなことで取り組んでおります。

それでも、このコロナ対応に向けて、小学校では、先生方が勤務時間前に、30分ぐらい前から準備をし、検温のチェックをしながら子供たちを迎えておりますし、先ほど申し上げましたが、放課後になりましてから、先生方が1時間以上あっちこっちの消毒をするというふうなことで、子供たちもストレスがかかっておりますが、先生方もやはりストレスがかかっているというのはご指摘のとおりでありまして、その辺のところをカバーするべくというふうなことで、まずは子供たち、120時間不足しているから、どんどん教えてなんていうふうなことにしますと、楽しい学校もそうじゃなくなる可能性がありますので、学校行事もどんどん減らせというんじゃなくて、楽しいものは、安全な中でできるものは残していくという形で、階段を上るように3学期に向けて是正をしていくと、そのような考えで進めていきたいと、そんなふうにも思っておりますので、3月の段階で、今の計画でいきますと、今年度やらなければならないことは全て終了するということを目標に、しっかりやっていきたいと思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 中学生になりますと部活がありますけれども、まだやっていないかな、まだね。それについての、いつから始まるとかという指針はあるんですか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 部活は、県の指導もありまして、今月の初めから徐々にやっていくというふうなことでございまして、中学校においては、まずは部の勧誘ですね、4月にやっているような部の勧誘とか、顧問の先生が誰だとか、キャプテンをどうするとか、そんなふうなところから、今入っているというふう聞いております。

具体的にはどうするのかというところは、非常にもめていることがありまして、先ほども出てきましたが、全国大会、それから県大会、地区大会が全て中止というふうなことでございまして、3年生の文化系のクラブ、それから体育系のクラブで、どういうふうに運営を持っていったらいいかというのが、今大きな課題になっておりまして、何かそれに代わるよう

な、例えば高校野球でいうと、地区大会をなんていうふうなことがありますけれども、本当にできるんだろうかというあたりが大きな課題になっております。

いずれにしても、ここ2週間ぐらいで結論を出して、しっかり部活をやっていくと。3年生については、地区大会が終われば、あるいは県大会が終われば、そこで終了して、受験モードに入っていき、そういうふうな流れでおりますので、そこら辺の切替えというか、それをどういうふうにしていくのかというあたりが、教育上は大きな課題としております。

以上であります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 やっぱり部活ができるのとできないのでは雲泥の差でありますので、でも、大会が中止になれば、何のための部活だということになろうかと思っておりますけれども、とにかく体が大きくなって、頭もよくなって、部活もないと、悪いことばかり考えるんだ、今度ね。そうなってくると、せっかくの川西町の子供さんが一番悪いなんて、非行に走るようなことのないように、これだけは注意をしていただいて、まず、町として何ができるか、一生懸命みんな知恵を絞って、子供たちを元気に健やかに育てると、これが一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ質問の中でありましたが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時5分といたします。

(午後 1時49分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

10番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 本日最後の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げ、また、入院治療中の方々にも、一日も早いご回復をお祈りいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大は、多方面に深刻な影響を与えております。連日報道のとおりでございます。

幸い、川西町では感染者が出ておりません。今後も感染はないとの予断は許さないわけですが、緊急事態宣言も解除され、張り詰めた気持ちも多少緩められるような気がいたしております。国・県・町と、それぞれに不十分な点もありますが、経済、雇用を中心に対策・対応がされております。いずれ終息、あるいは共存し、日常が戻ると思っております。しかし、時間的にはすぐとはいかないようです。

さて、徐々に日常に戻るといっても、今までの日常とは違ったものとなると言われております。いわゆる新しい生活様式を取り入れた生活が進められます。感染防止として、ソーシャルディスタンス、マスク使用、手洗い励行など、日常生活では、手洗い消毒、換気、3密の回避、体温をはじめとした健康チェックなどございます。日常活動の各場面では、買物、公共交通機関の利用、娯楽スポーツ、冠婚葬祭、働き方までガイドラインが定められています。

感染症拡大を防ぐには、人と接触しないことが基本で、生活行動を一変させ、外に出るな、動くな、人とつるむなということで、今まで生きる上で楽しみとしていたことがリスクとなってしまう社会となってしまいます。識者に言わせれば、成熟社会の到来で、自分を見詰め直す機会ではないかななどの意見もあります。しかし、つい先日までの生活様式をあしたには変えてしまうということは難しいものです。生活は継続であり、価値観も継続から醸成されるものと思っております。

町としても、現在、不要不急の行動の自粛とともに、あらゆる会議・集会が中止・自粛となっております。緊急事態宣言の解除が発表され、徐々に新しい生活様式での日常生活が始まります。町として、どの時点で日常に戻し、いわゆる通常とするのかの基準について、まず伺います。

次に、通常とした場合の新しい生活様式での地域活動、集会・会議などの在り方はどうするのか。つまり、人の集まりについてはどうするのかをお伺いいたします。

高齢者、介護の必要な方々の状況はどうなっていくのでしょうか。自粛で外出や人との関りがなくなり、いわゆるフレイル状態に入った方もおられると聞きます。また、感染恐怖症

となり、外出をしない方もおられます。介護予防の活動も、今までどおりとはいかなくなります。介護施設では、通常のサービスが制限されていると聞きます。介護サービスの現状と今後の展開についてお聞きいたします。

施設を除き、カフェ、百歳体操教室など、自粛していた活動の再開と在り方など、高齢者活動の今後について質問いたします。

教育分野でも、やっと学校が再開し、6月からは通常に戻ると聞いております。休校と自粛により生活環境が大きく変わり、学校生活になじめない児童・生徒が出てくるのではないかと心配です。さらに、学習内容では、3か月間の休校の遅れを取り戻すため、夏休み返上で授業を進めるなどと言われておりますが、どのような進め方をするのか、今後のスケジュールをお示しください。

中学3年生は受験生です。この休校期間で勉強、スポーツの仕上げのスタートのきっかけを失い、非常に不安な日々が続いております。一生を左右する時期の空白の穴埋めをどのように対応するのかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の新しい生活様式について、通常とする基準についてであります。5月25日に政府による緊急事態の解除宣言がありました。これに伴い、国では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、これからの新しい生活様式の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、感染の状況を確認しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることといたしました。

この新しい生活様式とは、感染拡大を予防するための3つの密の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとする基本的な感染対策であり、継続して社会全体で定着させることにより、社会経済活動の維持との両立を持続的に可能とするものとしております。

国の対処方針によりますと、一定の期間を設けて段階的に移行する内容は、5月25日から7月31日までの2か月間の間に4つのステップを設けております。具体的には、外出自粛の範囲は、県をまたいで移動することができる対象地域を少しずつ拡大する、また、イベント開催の目安については、施設の収容人数の上限を段階的に増やし、観光振興についても、人

との間隔を確保することを条件として、県内から徐々に県外まで拡大することとしております。

新型コロナウイルス感染症により犠牲となられた方々、経営が追い込まれている事業者の方々が多数いる現状の中、これからもコロナとの闘いは長丁場になるものと認識しております。このような状況下で、これからは新たな生活様式を基準とし、コロナ時代の新たな日常を受け入れ、感染の状況を確認しながら、それぞれの時、場所、内容に応じて対応してまいりたいと思っております。

次に、人の集まりについてであります。緊急事態宣言解除後の国の対処方針を踏まえ、県では、5月25日にイベント等の開催に関する基本方針を改定し、施設の利用人数の上限を緩和するとともに、コンサートや展示会、お祭りなどの開催基準も示されました。

例えば、地域でのお祭りについては、参加者がおおよそ把握できるものは適切な感染防止策を講じ、対応することとし、一方、全国的または広域的に人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含め、慎重に検討することとなっております。

これら開催基準の大前提は、当然、感染拡大防止対策に万全を期すことであります。発熱や感冒症状のある方の参加自粛、3密回避、手指の消毒、マスク着用、参加者の連絡先の把握など、主催者、参加者ともに対策を徹底した上で開催する必要があります。

本町においては、これまで国・県の基準を基に、町内の公共施設の利用や町主催の会議、イベントの開催の基準を設け、このたびの緊急事態宣言解除後の取扱いについても、国・県の基準に従い、5月29日に改定いたしました。その内容は、今後もその都度、町報やホームページ、フェイスブックなどでお知らせしてまいります。現時点での基準で申し上げますと、特に町民の皆さんにとって身近な地域内の会議などは、ほとんどは顔が見える方々の集会でありますので、3密を回避するための参加人数の制限、感染拡大防止対策を講じていただきながら、開催していただきたいと思っております。

次に、介護施設での現状と今後についてであります。全国及び県内においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、介護サービスの休止や新規利用者の受入れを休止している介護事業所もありますが、町内では介護サービスの提供を制限した事業所はありません。

国では、介護を必要とする利用者と家族の生活を継続する観点から、介護サービスの提供を継続するよう介護事業者に求めており、町内の介護事業所においては、利用者や職員の健康状態等の把握、小まめな消毒や換気の実施はもとより、外部事業者の検温や手指消毒を行いながら、家族の面会についても、看取り以外は制限するなど、施設内の感染を防止するた

めの対策に取り組んでいただいております。

今後も介護事業者にあつては、感染予防対策に取り組みながら事業を継続していただくこととなりますが、町としても安全で安心できる介護サービスの提供が継続できるよう、国や県と連携を図りながら、介護事業所の感染予防対策を支援していきたいと考えております。

次に、介護予防活動の在り方についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、町が実施している高齢者サロンや認知症カフェなどの事業については、本年3月から休止しております。また、町民が自主的に実施しているいきいき百歳体操についても、同時期から活動の自粛を要請しております。これら感染予防のため、外出を控える期間が長期化することで、高齢者がフレイル状態に陥ることが心配されることから、フレイル予防に関する情報を町報や町ホームページなどで発信するとともに、介護予防活動に参加している方などには筋力の維持・向上が図られるよう、各種リーフレットを送付しております。

さらには、町担当職員や在宅介護支援センター職員、生活支援コーディネーターが、電話や訪問により、フレイル予防の指導や健康状態の把握に努めております。

町では、緊急事態宣言の解除を受け、介護予防事業の再開に向けた準備を進めており、6月1日からは高齢者サロンを一部再開しており、他の事業についても速やかな再開を目指しております。ただし、事業再開には、3密を避けるなど、新しい生活様式で掲げる諸条件をクリアすることが必要でありますので、いきいき百歳体操や高齢者サロンの代表者には、感染予防対策について、運営方法や参加者の行動に関する基準を示すとともに、マスクや消毒液を配布しながら、それぞれの会場に合わせた対策を講じていただくことで、安全に活動が再開できるよう支援してまいります。

第2波、第3波の感染拡大も心配されておりますが、介護予防活動を早急に再開することで、高齢者の日常生活を取り戻し、フレイル予防につなげることが、高齢者の健康維持を図る上で特に必要であると考えており、介護予防活動を継続しながら、高齢者の方々に新しい生活様式への理解を深めてもらい、日常的に実践していただけるよう、周知・啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校生活の順化についてであります。これまでの経過や取組、児童・生徒の状況等については、さきの伊藤寿郎議員や寒河江 司議員のご質問でお答え申し上げましたと

おり、それぞれの課題や問題に対して、臨時休業中に様々な対応を取ってまいりました。

先生方が継続して家庭訪問や電話連絡を行う中で、子供たちに生活リズムの乱れが生じつつあると感じられた際は、学習の時間割の配付やカードによる起床時間等の把握により、学校生活に子供たちが適応できる状況が守られるよう指導してまいりました。今後も、教育相談やカウンセリングやアンケートの実施を通して子供たちの状態の把握に努めるとともに、不安の解消を図るため、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校の休校による遅れを取り戻すスケジュールについてであります。この点についても、さきのご質問でお答え申し上げましたとおり、学校休業で授業できなかった分を補うために夏休みを、小学校においては6日から7日間の短縮、中学校では10日間の短縮を予定しております。これに加えまして、年末・年始休業を小・中学校ともに1日から2日短縮するとともに、家庭訪問、クラブ活動、体力テスト等、学校全体で取り組む活動の見直しや精選を行うことで、必要な授業時数を確保することにしております。今後、状況の変化に応じて変わってくる場合も考えられますが、各学校では、年間計画を子供たちや保護者に対し示しながら情報共有を図り、教育活動を進めていくことしております。

次に、中学校3年生の対応についてであります。これまでの段階的な再開期間においても最優先で授業を行ってきました。併せて教育相談等の実施を行い、不安の解消に努めてまいりましたが、今後も授業時数や定期テスト等の実施において、受験までのスケジュールを十分考慮して進めてまいります。

また、部活動の面では、全国大会、県大会、地区大会ともに中止となりましたが、3年生の活動の仕上げの機会として、地区の中体連や中文連で最後の大会の代替案を検討中であり。特に、中学3年生の心の活動や不安をできる限り解消できるよう配慮し、開催内容や日程等を調整するよう学校に指導してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 既に同僚議員から、午前中からこのような同様の質問がございますので、3番煎じ、4番煎じになるか、出がらしになってしまうのか分からないですけれども、私のほうからも若干質問させていただきたいと思っております。

まず、全国の緊急事態宣言の解除というのがあったわけですが、東京なんかも独自の解除宣言なんかもしているわけなんですけれども、町としては、こんな在り方がありますよという、町としての解除宣言の在り方というか、そういったものを作成するつもりはござ

いますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町として独自に、そういったものがつくられるかということについては、相談できる専門家がやっぱり少ないということもございますので、県に倣った形で取り組むことになるのかなというふうに思っております。

県の考え方について、総務課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまあった、5月25日に緊急事態宣言解除があった後でございますが、国・県の指針によりますと、8月1日の全面解除に向けまして、これから4段階ごとに緩和していくという、そういう状況が一つございます。

その一方、逆に感染のおそれがあった場合、4つほどありますので、ちょっと簡単に申し上げますと、まずレベル1は、こちらは県内にないですが、国内にあった場合をレベル1にしましょうと。レベル2にすると、県内にお一人だけ、しかも直近で7日間の中だと。レベル3にしますと、特別警戒といいまして、今度は新規の感染が5人以上、さらには感染経路が分からない、不明者、これがお一人以上と、これがレベル3という形です。最後、レベル4が非常事態としまして、新規感染が10人以上、あとは感染経路不明者が2人以上と、こういう形で、なおさら今度は警戒のほう、こちらのほうの基準も県のほうで設けてございますので、それに従って今後対応していくという考えでございます。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 なかなか単独の市町村で作成するというのは、難しい話だと私も思うんですけども、やっぱり国・県に従いながら徐々に解除していくという形、あるいは、また締めていくという形になるんでしょうけれども、宣言後の新しい生活様式ということで、町長、BCとかACという言葉はご存じでしょう。BCと私は聞かれたら、ビフォー・キリストですか、歴史の時間にあったわけですけども、紀元前、紀元後とか、ACといえば交流電流、そんなふうに思っていたんですけども、ところが、ビフォー・コロナ、アフター・コロナというようなことで、そんな言葉まで出ているということなんですけれども、本当にコロナ感染以降、生活様式が一変してしまうんじゃないか、極端に変わってしまうんじゃないかというような話もございまして、先日の山形新聞には、これは戦後あった生活改善運動というのが

あって、私どもも記憶があるんですけども、冠婚葬祭の際に新生活運動の趣旨に沿って、お返しを辞退しますという、香典返しが要らないというような、少額の香典をするというようなことで、生活改善をしましょうというような運動があったというふうな、大方の方は知らない方のほうが多いのかなというふうに思うんですけども、そういった形で、実際今の冠婚葬祭自体も焼香のみに終わっているというふうな状況で、こんなふうに世の中が変わるのかなというふうに、予感というか、現実的には起こっているわけで、この変わりようというのを、例えば町長、どういうふうに考えますかね。生活運動と対比させながらということになるんですけども、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 感染がまだ穏やかなといいますか、プリンセス・ダイヤモンド号をはじめとした感染が、国内ではなかなか広がらないのではないかという時期には、ポスト・コロナということで、感染拡大が終息した後に、感染終息後の経済復興とかV字回復とかというふうにいるいろ情報を出されたわけでありましたが、現在は、ウィズ・コロナという、コロナともに生活様式を進めていかなきゃいけない。コロナを全てゼロにするというのは大変困難な状況が生まれて、コロナに負けないような対応をしていかなきゃいけないという時代に入ったんだと思います。

全く新たな生活様式になりつつあるなというのは、若干あれなんですけれども、私の息子が東京で仕事をしておりますが、3月から全く会社に行っていないと、会社に行かないでテレワークをしているというふうな話で、やっぱりそういうことでも成り立つような社会が生まれつつあるのかなと。我々が10年先、20年先には来るかもしれないと予測していたものが一気に前倒して、新しい人間関係、新しい生活が始まってきているのかなというように思いがしております。

これは教育分野になりますけれども、GIGAスクール構想などもそうでありまして、パソコンを使いながら在宅、自宅でも学習できるような環境が、10年後には生まれるのかなというように予測をしていたものが、これが一気に前倒しされているような状況もございますので、今までのありように戻るといっただけじゃなくて、今までのありようをしっかり踏まえながら、新たな時代にふさわしい暮らし、生活というのがつくられるのかなというように思いがしております、我々も戸惑うところが大きいところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まさにウイルスとの共存というか、もともと人類は、電子顕微鏡が開発されてから

約2,000種類のウイルスを発見し、まだまだあるんでしょうけれども、それと共存してきたという歴史というか、そういうものがあるわけで、コロナに決して負けるということじゃなくて、打ち勝つということでもない、やっぱり共存していくということなんでしょうけれども、何せ治療薬やワクチンがない段階では、感染を避けるということが一番重要なことになるわけですが、地域の中では、やっぱり会合をどうするんだという、ちょっとした会議でも、いろんな会議でも、センターでもそうでしょうけれども、これをどういうふうに持つんだということなんですけれども、ちょっとした、ある期間の我慢で済むのか、それとも、会議をしなくても世の中済んでしまうというような風潮になってしまうのかなという気がするんですけども、この辺のやっぱり基準というのが必要なんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりこれ、どうでしょうね、県の基準、国の基準になるんでしょうかね。どうですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 今ご指摘いただいた、これもやっぱり県の基準でまず申し上げますと、以前は、まず収容数、施設のキャパシティに応じて3分の1だったものが、今回ようやく半分となりました。結果、今回、町のほうで基準を見直すと同時に、例えば地区の交流センターのほうも、大きなホールを基準にしまして何人までと、そういう制限を設けさせていただいた、これを一つの基準にして、これを参考にしてお願いするという形で、今やっているところでございます。

以上であります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 その基準については、ホームページやフェイスブック、あるいは町報等々で、6月号に細かに知らせるということなんですけれども、なかなかやっぱり分からない点があって、10人ならいいのか、11人から駄目なのかという、小理屈じゃないんですけども、そんな話も出てくるわけなんで、その辺はやっぱり、距離を取るなりということを強調しながら、PRしていくということが大事なんでしょうけれども、町報で紙面で大丈夫ですかね。新たなパンフレットかなんか必要なんじゃないですか。どうですか、課長。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 そもそも論なんですけれども、これ、あくまで感染の拡大、またはリスクを抑えるための基準等の工夫、そのやり方でありましたんで、先ほど答弁書にもあったとおり、とりわけ地区の方々は顔が分かった中で、ずっと感染、あと濃厚感染もないと。ただ、実は症

状が出ないといった方がいらっしゃるものの、そういう形ではありますが、より、せっかく人のつながりで成り立ってきた地域を、物理的な距離感は若干離すということはあっても、これからもコミュニティはつなげてほしいと思いますので、これからも地域の中の活動は、今までどおりという形でやってはどうかという形で、先ほど答弁、町長が申し上げたところでもございました。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 加えてでありますけれども、私もし感染していても、もしくは集会があっても、そこに感染されている方が入ったとしても、そこから広がらないためにマスクをすとか、手指消毒すとか、あとは、もし体調が悪い方は自粛していただくとかという、そういったルールを互いに理解し合う、そのことによって、主催者側も参加者も、コロナ感染を広げないという意識が徹底できれば、様々な集会なども開催できるのではないかなというふうに思っております。

やっぱり、知らず知らずのうちに感染する場合も当然ないわけない、感染者ゼロということがあるわけではなくて、もし感染者と一緒に生活されていても、そこから広がらないようにみんなで気をつけましょうというのが新しい生活様式というふうに、私たちは理解しているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 なかなか漠然として、どの範囲で、どうやって範囲を限定したらいいのか分からないわけなんですけれども、やっぱり分かりやすいような説明をしていただきながら、課長がおっしゃったような、地域の今まで築き上げてきたコミュニティがなくなってしまうというか、例えば今年、春先から、地域のお祭りは中止しますというふうな話になっていますし、小松地区の大きなお祭りなんかも、どうするかというような話にもなっているんですけれども、一旦なくなっても、来年も、例えばまたコロナが2次、3次、4次という感じで何年も続いてしまえば、地域のお祭り、催事ごと、あるいはコミュニティ自体もなくなるわけなんです、大変難しい注文するわけなんですけれども、一定の規制をかけながらも、地域のコミュニティが継続できるような方策というものも、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんで、漠然とした話で大変恐縮なんですけれども、ぜひその辺もマニュアル化しながら、地域住民に説明していただきたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 昨日、大変な話題になったプロ野球選手ですら、注意を十分払いながらも、ああいう

形で感染されて、検査がしっかりされているということになるわけでありまして、拡大しない手だて、先ほどからありましたように、コロナを撲滅ということは難しいわけですから、コロナに感染したとしても広がらないという、そういう対策を十分講じられれば、様々な今まで営んできた内容を寸断といいますか、全てやめるということではなくて、継続できるように努力をしていくということも大切だというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 続いて、介護施設での話なんですけれども、米沢では4月に入ってから、面会謝絶ということで、私の親戚の方も入所している方は、3月末に入所してから一度もお会いしていないんですけれども、どうもやっぱり知っている人とのコミュニティがなくなってしまうと、何となく、様子が見えないということもあるんですけれども、ちょっと老化が進んでいるなというふうな印象があるんですけれども、川西では面会の状況というのはどうでしたっけ。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 答弁書のほうにも書かせていただいておりますが、やはり、看取り以外は面会を制限している施設、やはり入所施設が、特にそういった制限が厳しいようですが、そういったところもあります。ただ、施設によっては、県内の方でしたらば、今は面会を可能にしているとか、そういった若干緩和されている動きもありますし、看取り以外の面会を制限しているような施設では、タブレットとか、そういったものを使った面会ができないかということで検討しているということもお聞きしております。

やはり家族の方と長期間面会していないもので、利用者の方も、やはりちょっと不安を感じているような部分があるもので、何かしら手だてを進めたいということで、事業者の方からはお聞きをしております。

以上になります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それで、クラスターが発生してはいけないということで、万全の感染予防対策を取りながらの面会ということになるんでしょうけれども、事業所が主体となってするわけなんです、町があえて面会とか何かというふうな指導をするわけでもないんでしょうけれども、できるだけやっぱり家族の人と会えるような、タブレットを使ったような面会なり、そういったものも徐々に、今月末くらいからは会えるんじゃないかなと私も期待しておるんですけれども、その辺も上手に、やっぱり家族とのコミュニケーションを取れるような体制を指導し

ていただきたいなと思います。

一般に行っている介護予防運動、認知症カフェや百歳体操、こういったものも徐々に再開されるということなんですけれども、ある町内の方、ご高齢の方なんですけれども、3月末ぐらいからそういったものがストップしてしまって、楽しみがなくなった、週に1回行っているのにと。しかも、入所も決まった施設も入所できないというようなことで、はてさてどうしたらいいものかというような状況の方、二、三人、私、お聞きしているんですけれども、その再開のめどというか、どうなっているんですしたっけ。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 認知症カフェや介護予防教室、町で主催するものもあれば、住民の方が行っているものもあります。まず、早いところでは、答弁書にも書かせていただいたんですけれども、町の委託事業である高齢者サロンについては6月1日から一部再開しておりますし、もう一つの委託先についても6月2日から再開しております。

今取り組んでいるのが、百歳体操の活動の代表者の方に、新しい生活様式の部分で、感染予防対策としてやっていただきたいような運営のやり方とか、参加する方に対するお願いとか、そういった部分を説明しながら、マスクや手指の消毒液などを配布しながら、今、説明に回っているところです。ですので、参加者の方からは、やはり百歳体操を楽しみにしているとか、そういった意見をいただいておりますので、準備ができ次第、段階的に、百歳体操などは実施していただければというふうには考えておりますが、ただやはり、既に何か所か回ったところもございますが、代表者の方自体が、まだちょっと感染が怖いということで、もうちょっと様子を見たいとか、そういった代表者の方もいらっしゃると思いますので、徐々にという形にはなるかと思いますが、再開への取組は、町としては進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 何せ、改良されたといっても、なかなか進まないというのは当然のことなんだろうけれども、楽しみにしているご高齢の方がいらっしゃいますので、ぜひ万全を期しながら、ここがまた難しい話なんだろうけれども、再開、期待しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

教育長、学校関係ですけれども、既に何遍も言いますように、質問ございましたので、私からは二、三点だけに絞らせてもらいますけれども、夏休み返上というか、短縮しながら授

業時間を確保するという事なんですけれども、これスケジュールというのは、いつからいつまで休みにするというか、登校するという、決めて発表できるということじゃないんですかね。もう発表したらいいんじゃないですか。予定が立たないというか、ご父兄方がご家庭の。その辺はいかがでしょうか。もちろん感染状況があるでしょうけれども。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 先ほども答弁させていただきましたが、最終的なところを今検討しているところまでございまして、近々中に発表するというふうな予定を組んでおります。

いずれにしても、大幅な変更でありますので、一旦教育委員会のほうに集めまして、教育課程でありますので、承認をするというふうな手続もありますので、来週いっぱいぐらいはかかるんじゃないかなと、そんなふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 もう1点は、昨年、学校にエアコンを設置していただきまして、ありがとうございました。まだ部分的な、全校というわけにはいかないわけなんですけれども、エアコンの使用というのは、この夏場、どうなるんでしょうね、コロナ感染状況の中では。どんな対応をなされるんでしょうかね。エアコンを設置している教室については。

○議長 橋本欣一君に申し上げます。今述べられたのについては通告外でありますので。

○10番 分かりました。

○議長 橋本欣一君。

○10番 中学3年生の受験なんですけれども、例えば、スポーツ中心に受験をしたいというような方、生徒さん、おられると思うんですけれども、そういった方の受験というのは、実技が伴うということなんですけれども、部活動がなくなって、あらゆる大会もなくなった段階での、高校側の選抜というのはどのようにお考え、高校側じゃないですから、どのように推薦していくのかという、いかがでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 川西中学校では、毎年県でもナンバーズリーぐらいに入る部が続々出てきておりまして、ここ数年見てみますと、県外へ高校から、うちへ来ないかというふうな誘いがあると。現に行っている生徒もいるわけでございまして、そういった方々のチャンスというのがどんなふうにあるのかと。今も川中には有能な生徒がおりますので、誘いがなければ行けないというふうなところもあるわけでありますので、その辺は非常に悩ましいところなのかなと、そんなふうに思っております。

ホッケーでいいますと、11人制の大会が10月末あたりに開催されてきて、その中でいろんな、中学生ですから、高校サイドからの見学というか、観戦をしながら、あの子欲しいなというふうな中で話が進むんだろうと思っていて、10月から11月頃に行われる大会ならば可能性はあるなと、そんなふうに見ているところでございます。

蛇足であります、高校から大学についても、昔は新人戦というのがあって、ですが、今は大きく様変わりしております、3年生まで出る大会が、年末から年始にかけて全国大会があります。その中で、それぞれの判定というか、ジャッジというか、そういったのが行われるのかなんていうふうには思っておりますが、いずれにしましても、将来の見通しが立たないようなコロナの関係でございますので、注視していきたい、そういったところです。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 不確定要素が多い中で、何とも私も言いにくいわけなんですけれども、できるだけ生徒さんの希望にかなったような進学先というか、そういったものも推薦できるような体制ということでお願いしたいと思います。

やっぱり3か月間、4か月間という長期の休業だったものですから、やっぱりなかなか、まだ慣れないんじゃないかなと思っておりまして、特に3か月間、4か月間、一生懸命勉強やったお子さんというのは少ないんじゃないかなと、私は実感しておるんですけれども、うちにもそういう子供がおるんですけれども、毎日机には向かっておったようなんですけれども、画面を見ていたようで、そんな子供がいっぱいいると思います。

友達と連絡取っても、やっぱり、これですよという話なんですけれども、依存症になるんじゃないかな、依存症なんだろうけれども、やっぱりこういったものを少しずつ解いていって、学業に集中できるような、現場の先生が一番なんだろうけれども、これ、ぜひお願いしたい。

やっぱり、一気にトップスピードで走るというのは無理なんだろうから、徐々に慣らしていただきたいなと、こう思いますので、心の不安もあると思いますので、よろしく願いして私の質問を終わります。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、明日の本会議において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 2時54分)